

第**203**回

定時株主総会招集ご通知

2024年4月1日～2025年3月31日

日時 2025年6月25日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)**場所** 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 常盤橋タワー
当社 18階 会議室

- ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- 株主総会の模様をライブ配信いたします。

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2025年6月24日(火曜日)
午後5時まで**決議事項**

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第8号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件 |

古河電気工業株式会社

証券コード: 5801

パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。<https://s.srdb.jp/5801/>

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素よりひとかたならぬご支援
お引き立てを賜り、心より厚く御礼を申しあげます。

さて、当社第203回定時株主総会を以下のとおり開催いたします
ので、ご通知申しあげます。

2025年6月3日
(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

(証券コード5801)

東京都千代田区大手町二丁目6番4号

古河電気工業株式会社

取締役社長 **森平英也**



第203回定時株主総会招集ご通知

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.furukawa.co.jp/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、「**ネットで招集**」および**東京証券取引所（東証）のウェブ
サイト**にも掲載しております。

「ネットで招集」ウェブサイト <https://s.srdb.jp/5801/>



東証ウェブサイト* (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

*東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) にアクセスして、銘柄名 (会社名) または証券コードを入力・検索し、
「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



- | | | |
|----------------|---|--|
| 1. 日 時 | 2025年6月25日 (水曜日) 午前10時 | |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 常盤橋タワー
当社 18階 会議室 | |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 第1号 | 第203期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件 |
| | 第2号 | 第203期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| | 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 | 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 8名選任の件 |
| | 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| | 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |
| | 第6号議案 | 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬額
決定の件 |
| | 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| | 第8号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。
以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

▶ 事前に議決権行使をされる方

郵 送 または **インターネット** で事前に議決権を行使いただくことができます。

郵 送 議決権行使期限

2025年6月24日

(火曜日)

午後5時 (必着)



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、同封の個人情報保護シールを貼付して行使期限までに到着するようご返送ください。

【ご注意】 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、「賛」の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

または

インターネット 議決権行使期限

2025年6月24日

(火曜日)

午後5時



A ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

B 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

▶ 詳細は、3ページ記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

【ご注意】 議決権行使書用紙およびインターネットにより、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

▶ 株主総会当日にご出席される方

株主総会開催日時

2025年6月25日

(水曜日)

午前10時

来場人数の把握のため、当日ご来場予定の場合は「ご出席はがき」をご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

【返送期限】 2025年6月18日 (水曜日)

- 本株主総会では、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- 株主総会当日はインターネットによるライブ配信を行います。当日の会場撮影では、ご出席株主様のプライバシーに可能な限り配慮いたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場面がございますので、あらかじめご了承ください。また、株主総会会場でお受けするご質問とは別に、事前にインターネット上でもご質問をお受けいたします。詳細は、4ページから5ページをご参照ください。
- 今後の状況変化によって、株主総会運営に変更がある場合には、その内容を当社ウェブサイトにて随時更新いたします。

▼ 議決権行使書(当日持参)



▲ ご出席はがき
(2025年6月18日(水曜日)
までに返送)

5. その他

- (1) 書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面では、電子提供措置事項のうち、法令および当社定款の規定に基づき、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」を記載していません。したがって、当該書面は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し監査を行った書類の一部です。
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページ記載のウェブサイト（当社ウェブサイト、「ネットで招集」ウェブサイト、東証ウェブサイト）に修正内容等を掲載させていただきます。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンやパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

インターネット

議決権行使期限

2025年6月24日(火曜日)午後5時



A ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

1回に限り有効です。

ログインQRコードを読み取ることにより議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



2回目以降のログインの際は下記「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」記載のご案内にしたがってログインしてください。

ログインQRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

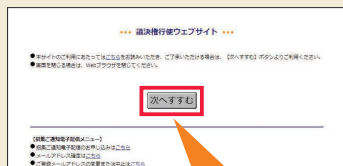
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

B 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

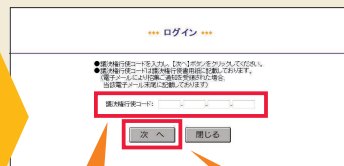
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

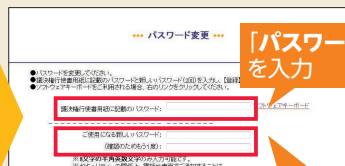
② 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

③ 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

(初回のみ)ご自身で新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

④ 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のお問い合わせ

みずほ信託銀行証券代行部
インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524 (午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

- 本ライブ配信では議決権の行使や質問、動議を行うことができません。
- 郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。

配信日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時～本株主総会終了まで

ご視聴方法

※ご視聴環境のテストについて

2025年6月25日（水曜日）午前9時から本株主総会終了までの間、上記ライブ配信URL（QRコードからでも可）にアクセスいただき、ご視聴環境のテストを行っていただくことが可能です。

<ご留意事項>

- ライブ配信をご視聴の株主様からは、**議決権の行使、およびご質問・動議を含めた一切のご発言をお受けすることはできません**（会社法上の株主総会へのご出席とはなりません）。議決権の行使期限にご留意いただき、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。
- ライブ配信映像・音声の録画・録音・撮影・保存、ウェブサイト・SNS等での公開、二次利用等は固くお断りいたします。
- ライブ配信の実施にあたり合理的な範囲で対策は講じておりますが、システム障害・通信障害・通信環境の悪化等の影響により、映像や音声の乱れ・遅延・中断などが発生する可能性や、ライブ配信の中止も想定されますので、あらかじめご了承ください。
※映像や音声に不具合が生じた場合でも、復旧を待たずに議事を進行いたします。
- ご利用の機器やインターネット接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる、またはご視聴いただけない場合がございます。上記のとおり、ご視聴環境のテストも可能ですので、是非ご利用ください。なお当社は、株主様のあらゆる環境においてライブ配信を確実にご視聴いただけることを保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ライブ配信をご視聴いただくための費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、各株主様のご負担となります。

ライブ配信に関するお問い合わせ窓口

お問い合わせ先：0120-653-023（通話料無料）

受付時間：2025年6月25日（水曜日）午前9時～本株主総会終了まで



事前質問受付のご案内

本株主総会の報告事項および決議事項に関して、株主総会会場でお受けするご質問とは別に、インターネット上で株主の皆様からのご質問をお受けいたします。下記URLから専用ウェブサイトアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の株主番号（数字9桁）、ご質問内容等をご入力ください。

いただいたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、株主総会会場にてご説明させていただく予定です。

受付期間

2025年6月3日(火曜日)～2025年6月18日(水曜日)午後5時まで

入力方法

<ご留意事項>

- ご質問いただいた内容について、回答をお約束するものではありません。
- いただいたご質問に対して、個別の回答はいたしかねますことをご了承ください。
- 株主総会会場にてご説明させていただく場合には、個人情報that特定できないよう対応いたします。
- 株主総会会場にて取り上げるに至らなかったご質問につきましても、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。

オンデマンド配信（事後配信）のご案内

配信日時 2025年7月上旬配信開始予定

ご視聴方法 以下の当社ウェブサイトアクセスしてください。
<https://www.furukawa.co.jp/ir/stock/meeting.html>

スマートフォン
からはこちら



<ご留意事項>

- オンデマンド配信（事後配信）では、ライブ配信の映像・音声を利用し、株主様との質疑応答部分等一部を削除・編集したものを配信する予定です。
- 配信映像・音声の無断転載や再配信は固くお断りいたします。

議案および参考事項

第1号議案 ▶ 剰余金の配当の件

当社では、資本効率を重視した経営を目指し、成長戦略投資や次世代新事業育成、財務体質の改善ならびに株主還元のバランスをとることを、資本政策の基本方針としております。

この基本方針のもと、2025年度を最終年度として策定した中期経営計画「Road to Vision 2030—変革と挑戦—」においては、利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、成長分野に重点的に投資するとともに、安定的かつ継続的に株主還元していくこととし、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目途として業績に連動した配当を行うことを株主還元方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき120円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

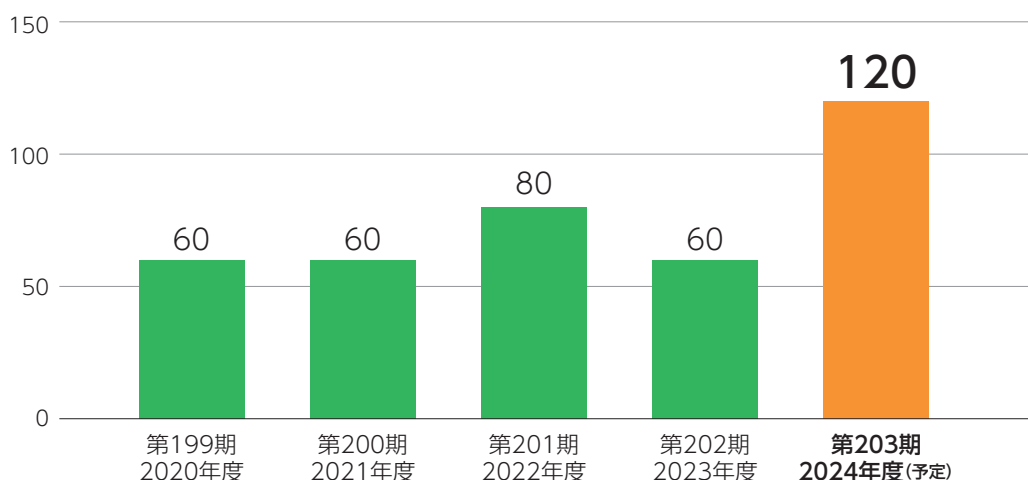
当社普通株式1株につき 金120円 総額8,473,925,400円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

ご参考

1株当たり配当金の推移 (単位:円)



1. 提案の理由

以下の各理由により、当社定款の一部を変更するものです。

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行う（変更案第4条等）。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に際し、取締役会の実効性確保の観点から当社の取締役会を適切な規模とするべく、取締役の員数（定員）を縮小する（変更案第16条）。
- ③ 機動的な意思決定および業務執行を行うことを可能とするため、取締役会から取締役への権限委譲に関する規定を新設する（変更案第24条）。
- ④ 機動的な株主還元を実現するため、剰余金の配当等の決定を、従来の株主総会の決議に加え取締役会の決議によっても行うことを可能とする規定を新設する（変更案第30条）。本変更に伴い、現行定款第7条および第35条を削除するとともに、変更案第31条第2項および第3項を新設する。
- ⑤ 上記①から④の変更に伴う条数の繰上げおよび附則の新設のほか、文言の整理を行う。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 （条文記載省略）	第1条 （現行どおり）
第3条 （機関）	第3条 （機関）
第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。
（1）取締役会	（1）取締役会
（2）監査役	（2） <u>監査等委員会</u>
（3） <u>監査役会</u>	（削除）
（4） <u>会計監査人</u>	（3） <u>会計監査人</u>
第5条 （条文記載省略）	第5条 （現行どおり）

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文記載省略)	第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
第8条 } (条文記載省略)	第7条 } (現行どおり)
第9条	第8条
(株主名簿管理人および株式取扱規程)	(株主名簿管理人および株式取扱規程)
第10条 (条文記載省略)	第9条 (現行どおり)
2. (条文記載省略)	2. (現行どおり)
3. (条文記載省略)	3. (現行どおり)
4. 当社の株式に関する手続きおよびその手数料については、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。	4. 当社の株式に関する手続きおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条 } (条文記載省略)	第10条 } (現行どおり)
第12条	第11条
(招集者および議長)	(招集者および議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。	第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。	2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
第14条 (条文記載省略)	第13条 (現行どおり)
(決議方法)	(決議方法)
第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. (条文記載省略)	2. (現行どおり)
第16条 (条文記載省略)	第15条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は、<u>20名以内</u>とする。 (新設) (選任) 第18条 当社の取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文記載省略) 3. 取締役の選任は、累積投票によらない。 (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) (新設) (報酬等) 第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって当会社を代表すべき取締役を選定するものとする。 (取締役会の招集者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の互選により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第16条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>10名以内</u>とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (選任) 第17条 当社の取締役は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. 取締役の選任は、累積投票によらない<u>ものとする。</u> (任期) 第18条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (報酬等) 第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (代表取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、当会社を代表すべき取締役を選定するものとする。</u> (招集者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の互選により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

現行定款	変更案
(招集の通知) 第23条 取締役会招集の通知は、あらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前に発するものとし、併せて議題をも通知するものとする。ただし、緊急を要する場合において、適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第24条 (条文記載省略) (新設) 第25条 (条文記載省略) 第5章 監査役および監査役会 (員数および常勤の監査役) 第26条 当社の監査役は、6名以内とする。 2. 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (選任) 第27条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(招集の通知) 第22条 取締役会招集の通知は、あらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとし、併せて議題をも通知するものとする。ただし、緊急を要する場合において、適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第23条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 第25条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員である取締役) 第26条 (削除) 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。 (削除) (削除)

現行定款	変更案
(報酬等) 第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役会招集の通知) 第30条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して、会日の3日前に発する。ただし、緊急を要する場合において、適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (決議方法) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。 (監査役の責任免除) 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第6章 計算 第33条（条文記載省略） （新設）	（削除） (招集の通知) 第27条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員である取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合において、適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (決議方法) 第28条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。 （削除） 第6章 計算 第29条（現行どおり） (剰余金の配当等の決定機関) 第30条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u>

現行定款	変更案
(剰余金の配当) 第34条 剰余金の配当は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 (新設) (新設) (中間配当) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (剰余金の配当の除斥期間) 第36条 (条文記載省略) (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第31条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削除) (配当金の除斥期間) 第32条 (現行どおり) 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、当社の第203回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

ご参考

当社のコーポレートガバナンスに関するこれまでの取組み

当社は、「監査役会設置会社」制度を選択し、2000年代より継続的にコーポレートガバナンスの機能強化を図ってまいりましたが、今般、「監査等委員会設置会社」へ移行し、コーポレートガバナンスの一層の充実を推進することいたしました。

執行と監督の分離

取締役会・監査役会

取締役会の実効性評価

指名・報酬関係

2003年

- 執行役員制度を導入

2010年

- 報酬委員会を設置

基本的な考え方・方針

2015年

- コーポレートガバナンスに関する基本方針を制定
- 社外役員の独立性基準を制定

2016年～

- 取締役会長を代表権のない取締役へ
- 取締役会等の付議基準を定期的に見直し、漸進的に経営陣への権限委譲の範囲を拡大

2016年～

- 社外取締役5名体制

2015年～ 毎年度実施

- 取締役会の実効性評価開始

2015年

- 報酬委員会に代えて、指名・報酬委員会を設置

2016年～

- 委員長に社外取締役が就任

2016年

- 役員報酬体系を改定 [業績連動型株式報酬制度を導入]

2019年～

- 社外取締役の独立性を強化
- 女性の社外取締役が就任

2017年～ 毎年度実施

- 議長による個別インタビューを実施 (議長に対しては幹事社外役員が実施)

2019年

- 役員報酬体系を改定 [業績連動型株式報酬制度のインセンティブを高める]

2020年～

- 女性の社外監査役が就任

2021年～

- 取締役会において、議長を除く社内・社外の割合を同数とする

2023年

- 役員報酬体系を改定 [ESG連動報酬を導入]

2025年6月 監査等委員会設置会社へ移行

移行のポイント 1

取締役の過半数を独立社外取締役とする → 取締役会の監督機能を更に強化

移行のポイント 2

執行と監督の分離

① 業務執行の決定における経営陣への権限委譲の範囲を拡大 → 意思決定の迅速化

② 実効性のある業務執行体制 → 業務執行力の強化

③ 取締役会でのより本質的な議論 → 取締役会の監督機能の強化・高度化

全体として更なる企業価値の増大を図ってまいります

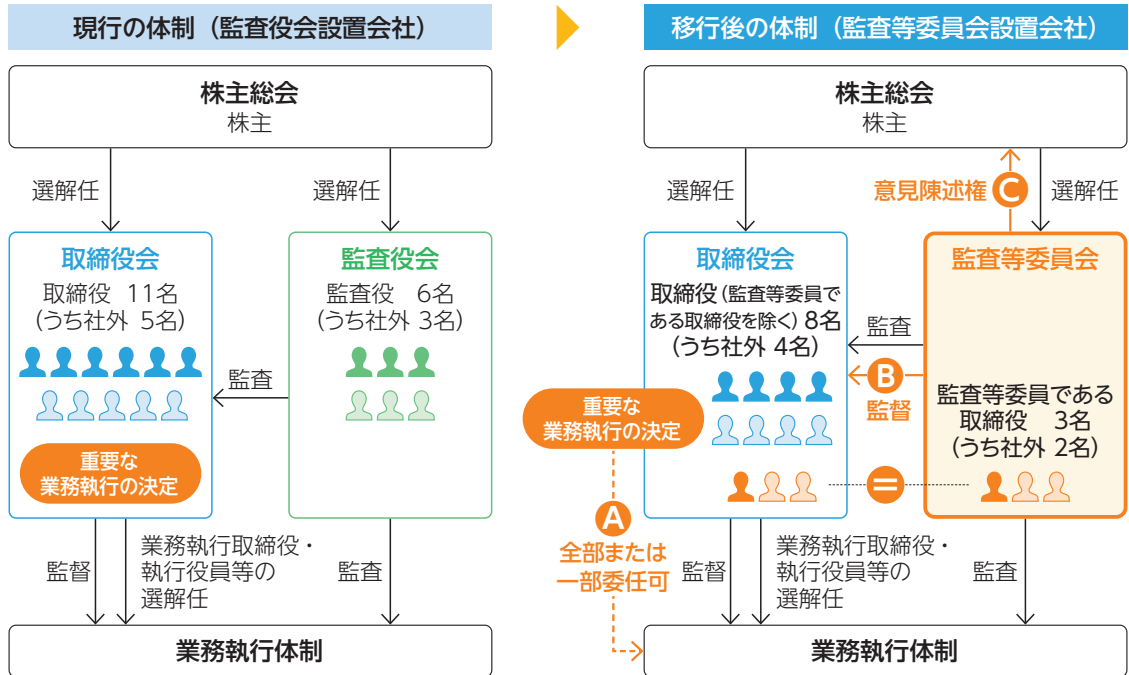
ご参考

監査等委員会設置会社への移行の概要

当社は、本総会での承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。移行の概要は以下のとおりです。

● 監査等委員会設置会社への移行イメージ

社内 社外



● 現在の体制と移行後の体制の比較表

	現在の体制 (監査役会設置会社)		移行後の体制 (監査等委員会設置会社)	
機関	取締役会 + 監査役・監査役会		取締役会 + 監査等委員会	
規模・構成	17名	取締役 11名 (うち社外 5名) 監査役 6名 (うち社外 3名)	11名	取締役(監査等委員である取締役を除く) 8名 (うち社外 4名) 監査等委員である取締役 3名 (うち社外 2名)
任期	取締役 1年 監査役 4年		取締役(監査等委員である取締役を除く) 1年 監査等委員である取締役 2年	
重要な 業務執行の決定	取締役会から委任できない		取締役会から、全部または一部を取締役(監査等委員である取締役を除く)へ委任することができる(図A)	
監査・監督	監査役による監査		監査等委員会による監査・監督(図B)	
取締役の指名・報酬等についての 意見陳述権	なし		選定監査等委員は、株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指名・報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる(図C)	

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	こばやし けい いち 小林 敬一 男性 再任	取締役会長
2	もりだいら ひ で や 森 平 英也 男性 再任	代表取締役社長
3	つかもと た か し 塚 本 隆史 男性 再任 社外 独立	社外取締役
4	やぶ ぬ き こ 藪 ゆき子 女性 再任 社外 独立	社外取締役
5	さいとう たもつ 斎 藤 保 男性 再任 社外 独立	社外取締役
6	ほし の た け お 星 野 岳穂 男性 再任 社外 独立	社外取締役
7	みやもと さとし 宮 本 聡 男性 再任	取締役兼執行役員専務 戦略本部長
8	あおしま こうじ 青 島 弘治 男性 再任	取締役兼執行役員常務 財務本部長

社外：社外取締役候補者

独立

：東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める社外役員の独立性基準（当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第3章第6節2.（2）ご参照）を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている者

各候補者は、委員の過半数および委員長を社外取締役とする任意の指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

各候補者の略歴および指名の理由等につきましては、次ページ以降をご参照ください。

候補者番号

1

こばやし けい い ち

小林 敬一

(1959年6月24日生)

男性

再任



▶略歴、当社における地位および担当

1985年 4月 当社入社
 2014年 4月 当社執行役員、銅条・高機能材事業部門長
 2015年 4月 当社執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌
 兼銅条・高機能材事業部門長
 同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌
 兼銅条・高機能材事業部門長
 2016年 4月 当社代表取締役兼執行役員専務、グローバルマーケティングセールス部門長
 2017年 4月 当社代表取締役社長
 2023年 4月 当社取締役会長（現在に至る）

所有する当社株式の数

普通株式
 10,000株
 潜在的な株式^(※1)
 59,348株

出席率

取締役会
 100% (16回中16回)
 指名・報酬委員会^(※3)
 100% (5回中5回)

▶重要な兼職の状況 (株)NTTデータ社外取締役、JFEホールディングス(株)社外取締役

▶取締役候補者とする理由

小林敬一氏は、代表取締役社長を含め永年にわたり当社グループの経営に携わっており、事業運営やマーケティング・セールスに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2023年4月からは、取締役会議長として非業務執行の立場から社長以下の経営陣による業務執行の監督に当たっております。同氏の当社グループにおける豊富な経営経験および主要な事業領域における技術に関する高度な知見が2030年を見据えて策定した「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向けた取締役会における戦略的議論およびコーポレートガバナンスの更なる強化に欠かせないものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

2

もりだいら ひ で や

森平 英也

(1965年7月13日生)

男性

再任



▶略歴、当社における地位および担当

1990年 4月 当社入社
 2020年 4月 当社執行役員、情報通信ソリューション統括部門ファイバ・ケーブル事業部門長
 2021年 4月 当社執行役員、情報通信ソリューション統括部門長兼同統括部門ファイバ・ケーブル事業部門長
 同 年 5月 当社執行役員、情報通信ソリューション統括部門長
 2022年 4月 当社執行役員常務、情報通信ソリューション統括部門長
 同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、情報通信ソリューション統括部門長
 2023年 4月 当社代表取締役社長（現在に至る）

▶取締役候補者とする理由

森平英也氏は、生産技術や知的財産部門を経験し、経営企画室長として前中期経営計画の立案を主導したほか、当社がグローバルに事業展開している情報通信ソリューション部門において、事業部門長や統括部門長として情報通信事業全般の変革を推進するなど、事業運営に関する豊富な経験および当社グループの主要な事業領域における技術に関する高度な知見を有しております。同氏は、2023年4月からは代表取締役社長として、その優れたリーダーシップのもと中期経営計画「Road to Vision2030—変革と挑戦—」を強力に推進し、「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け企業価値の更なる向上を図る任に当たっており、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

所有する当社株式の数

普通株式
 6,600株
 潜在的な株式^(※1)
 27,707株

出席率

取締役会
 100% (16回中16回)
 指名・報酬委員会^(※3)
 100% (5回中5回)

候補者番号

3

つかもと
塚本たかし
隆史

(1950年8月2日生)

男性

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

普通株式
5,800株

出席率

取締役会
93.8% (16回中15回)指名・報酬委員会^(※3)
100% (5回中5回)

▶略歴、当社における地位および担当

1974年 4月 (株)第一勧業銀行入行 (現 (株)みずほ銀行)
 2002年 4月 (株)みずほコーポレート銀行執行役員人事部長 (現 (株)みずほ銀行)
 2003年 3月 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長
 2004年 4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括役員
 2006年 3月 同行常務取締役企画グループ統括役員兼財務・主計グループ統括役員
 2007年 4月 同行取締役副頭取
 2008年 4月 (株)みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員財務・主計グループ長
 同年 6月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役副社長財務・主計グループ長
 2009年 4月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役社長
 2011年 6月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長兼(株)みずほ銀行取締役頭取
 2013年 7月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長兼(株)みずほ銀行取締役会長
 同年 11月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長
 2014年 4月 みずほフィナンシャルグループ常任顧問
 2017年 4月 みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
 同年 6月 当社社外監査役
 2021年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
 2023年 7月 (株)みずほフィナンシャルグループ特別顧問 (現在に至る)

▶重要な兼職の状況 (株)みずほフィナンシャルグループ特別顧問、朝日生命保険相互会社社外取締役、イオン(株)社外取締役、(株)インターネットイニシアティブ社外取締役

▶社外取締役候補者とする理由および期待される役割

塚本隆史氏は、金融機関の財務担当取締役および代表取締役などを歴任し、財務・会計を含めた企業経営全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、2021年に当社社外取締役に就任以降、事業戦略、グループ経営管理、財務政策およびインベスター・リレーションズなどの議題を中心に、グループ・グローバル経営や株主をはじめとするステークホルダーの視点から積極的な助言・提言をされてきました。また、指名・報酬委員会や社外役員会議の長としてリーダーシップを発揮するとともに、幹事社外役員として当社の経営課題に対する社外役員間での認識共有や社外役員と経営陣・監査役(会)との連携を図るなど、当社のコーポレートガバナンスの水準向上に大いに寄与されております。同氏の経験・知見に基づく企業経営や財務・会計に関する助言・提言ならびにリーダーシップは、当社グループがコーポレートガバナンス体制の更なる強化やグローバル企業経営を推進するにあたり極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に欠かせないものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

4

やぶ

こ
藪 ゆき子

(1958年6月23日生)

女性

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

普通株式
2,400株

出席率

取締役会
100% (16回中16回)指名・報酬委員会^(※3)
100% (5回中5回)

▶略歴、当社における地位および担当

1981年 4月 松下電器産業(株)入社 (現 パナソニックホールディングス(株))
 2006年 4月 同社ホームアプライアンス社技術本部くらし研究所長
 2011年 1月 同社コーポレートブランドストラテジー本部グローバルコンシューマーマーケティングセンター所長・理事
 2012年 4月 同社グローバルコンシューマーマーケティング部門直轄コンシューマーマーケティングセンター所長・理事
 2013年 4月 同社アプライアンス社グローバルマーケティングプランニングセンターコンシューマーマーケティング担当理事兼グループマネージャー
 2014年 3月 同社退社
 同年 6月 (株)ダスキン社外取締役
 2015年 6月 宝ホールディングス(株)社外取締役
 2016年 6月 大和ハウス工業(株)社外取締役
 2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
 2021年 6月 イビデン(株)社外取締役 (監査等委員) (現在に至る)

▶重要な兼職の状況 イビデン(株)社外取締役 (監査等委員)

▶社外取締役候補者とする理由および期待される役割

藪ゆき子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、当社を含め複数の上場企業で社外役員としての経験を有していることに加え、大手電機メーカーで培った顧客視点からのマーケティングや製品開発に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、事業戦略、マーケティングおよびダイバーシティなどに関する議題を中心に、幅広い視点から積極的な助言・提言をされてきました。同氏のマーケティングや製品開発等の経験・知見に基づく助言・提言は、当社グループがグローバルでの販売拡大を更に加速するにあたり極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に欠かせないものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

5

さいとう たもつ
齋藤 保

(1952年7月13日生)

男性

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

普通株式
1,500株

出席率

取締役会

100% (16回中16回)

指名・報酬委員会^(※3)

100% (5回中5回)

▶略歴、当社における地位および担当

1975年 4月 石川島播磨重工業(株)入社 (現 (株)IHI)
2006年 6月 同社執行役員、航空宇宙事業本部副本部長
2008年 1月 同社執行役員、航空宇宙事業本部部長
同 年 4月 同社取締役 執行役員、航空宇宙事業本部部長
2009年 4月 同社取締役 常務執行役員、航空宇宙事業本部部長
2011年 4月 同社代表取締役副社長
2012年 4月 同社代表取締役社長兼最高経営執行責任者
2016年 4月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者
2017年 4月 同社代表取締役会長
2020年 4月 同社取締役
同 年 6月 同社相談役
2021年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
2024年 4月 (株)IHI特別顧問 (現在に至る)

▶重要な兼職の状況 (株)IHI特別顧問、沖電気工業(株)社外取締役、鹿島建設(株)社外取締役、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長

▶社外取締役候補者とする理由および期待される役割

齋藤保氏は、日本を代表する重工業メーカーの代表取締役社長および同会長を歴任し、グローバル企業経営およびモノづくり全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、事業戦略、モノづくりおよび財務政策などに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から積極的な助言・提言をされてきました。同氏の企業経営やモノづくりに関する経験・知見に基づく助言・提言は、当社グループがメーカーとして更なる事業展開を目指すにあたり極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に欠かせないものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

6

ほしの たけお
星野 岳穂

(1962年5月16日生)

男性

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

普通株式
100株

出席率

取締役会^(※2)

100% (12回中12回)

指名・報酬委員会^(※3)

100% (5回中5回)

▶略歴、当社における地位および担当

1987年 4月 通商産業省入省 (現 経済産業省)
2003年 6月 同省大臣官房秘書課企画調査官
2004年 7月 独立行政法人日本貿易振興機構サンフランシスコセンター次長兼ビジネスイノベーションセンター所長
2007年 7月 経済産業省商務情報政策局参事官 (電子デバイス担当)
2009年 7月 同省貿易経済協力局技術協力課長
2011年 7月 同省製造産業局非鉄金属課長
2012年 7月 独立行政法人製品評価技術基盤機構技監兼情報統括官
2013年 2月 復興庁参事官 (原子力災害復興担当)
2014年 6月 経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課長
2015年 4月 同省大臣官房審議官 (産業技術・基準認証担当)
2016年 7月 同省大臣官房審議官 (地域経済産業政策担当) 兼内閣官房まち・ひと・しごと創生本部審議官兼内閣府地方創生推進室次長
同省大臣官房原子力事故災害対策審議官
2017年 7月 同省退官
同 年 11月 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科マテリアル工学専攻特任研究員
2019年 4月 同特任教授 (現在に至る)
同 年 9月 国立大学法人東京大学産学協創推進本部副本部長
2024年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

▶重要な兼職の状況 国立大学法人東京大学大学院特任教授

▶社外取締役候補者とする理由および期待される役割

星野岳穂氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、経済産業省において大臣官房審議官等を歴任し、環境・エネルギー分野をはじめとする産業政策ならびにマテリアル工学に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、研究開発などに関する議題を中心に、幅広い視点から積極的に助言・提言をされてきました。同氏の産業政策やマテリアル工学に関する経験・知見に基づく助言・提言は、当社グループが気候変動に配慮した事業活動の推進および新事業の育成により注力するにあたり極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に欠かせないものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

7

みやもと さとし
宮本 聡

(1962年2月20日生)

男性

再任



所有する当社株式の数

普通株式
4,400株
潜在的な株式^(※1)
18,731株

出席率

取締役会
100% (16回中16回)

▶略歴、当社における地位および担当

1984年 4月 通商産業省入省（現 経済産業省）
1999年 7月 同省大臣官房政策評価広報課情報公開推進室長
2001年 6月 特殊法人日本貿易振興会（現 独立行政法人日本貿易振興機構）ニューヨーク事務所次長
2004年 6月 経済産業省商務情報政策局商務課長
2006年 4月 キヤノン(株)（官民人事交流法派遣）
2010年 6月 経済産業省中小企業庁長官官房参事官
2011年 4月 同省大臣官房政策評価審議官
2012年 2月 同省大臣官房審議官（製造産業局担当）
2013年 6月 独立行政法人日本貿易振興機構副理事長
2015年 10月 経済産業省中小企業庁次長
2016年 6月 同省中小企業庁長官
2017年 7月 同省退官
同 年 11月 当社顧問
2018年 4月 当社執行役員、総務・CSR本部長
2019年 4月 当社執行役員常務、総務・CSR本部長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、総務・CSR本部長
2021年 4月 当社取締役兼執行役員常務、ビジネス基盤変革本部長
2022年 4月 当社取締役兼執行役員専務、戦略本部長（現在に至る）

▶取締役候補者とする理由

宮本聡氏は、経済産業省において大臣官房審議官や中小企業庁長官等を歴任し、産業政策に関する豊富な経験および高度な知見ならびに幅広い人脈を有しております。2018年以降は、当社の法務・コンプライアンス、人事、サステナビリティ、グループ経営戦略等に関する部門の長として各種施策を推進するとともに、事業ポートフォリオ最適化と経営資源配分に関する議論・取組みを主導してまいりました。「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け、ESG経営やサステナビリティに関する同氏の視点が中期経営計画「Road to Vision2030－変革と挑戦－」に掲げる「ESG経営の基盤強化」等の推進に向けた取締役会での戦略的議論に欠かせないものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

8

あおしま こうじ
青島 弘治

(1969年3月4日生)

男性

再任



所有する当社株式の数

普通株式
1,100株
潜在的な株式^(※1)
1,703株

出席率

取締役会^(※2)
100% (12回中12回)

▶略歴、当社における地位および担当

1992年 4月 当社入社
2011年 3月 当社金属カンパニー銅箔事業部会計グループマネージャー
2013年 6月 当社財務・調達本部経理部経理第2課長
同 年 11月 当社財務・調達本部経理部経理統括課長
2018年 4月 古河AS(株)管理本部経理部長
2021年 4月 当社財務・グローバルマネジメント本部経理部長
2022年 4月 当社財務本部経理部長
2024年 4月 当社執行役員、財務本部長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員、財務本部長
2025年 4月 当社取締役兼執行役員常務、財務本部長（現在に至る）

▶取締役候補者とする理由

青島弘治氏は、当社および国内子会社における経理部門の長を歴任したほか、内部統制報告制度（J-SOX）導入プロジェクトを主導するなど、財務・会計およびリスクマネジメントに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2024年4月からは、財務本部の責任者として当社グループの更なる財務体質の強化やグループ・グローバル経営を推進する任に当たっております。「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け、同氏の財務・会計およびリスクマネジメントに関する経験・知見が中期経営計画「Road to Vision2030－変革と挑戦－」に掲げる「資本効率重視による既存事業の収益最大化」等の推進に向けた取締役会での戦略的議論に欠かせないものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(※1) 潜在的な株式には、信託を活用した株式報酬制度で付与された確定済みのポイントに応じた株式数を記載しております。

(※2) 2024年度は取締役会を16回開催いたしました。なお、星野岳穂氏および青島弘治氏は2024年6月26日開催の第202回定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役と異なります。

(※3) 当社は、取締役の選解任や評価、経営陣の報酬に関する審議等を行う任意の委員会として、委員の過半数および委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

(注) 取締役候補者に関する事項

1. 再任の社外取締役候補者の当社社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって、塚本隆史氏が4年、藪ゆき子氏が6年、斎藤保氏が4年、星野岳穂氏が1年となります。
2. 社外取締役候補者またはその出身元企業等と当社との関係は、次のとおりです。
 - ① 塚本隆史氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が2013年6月まで取締役頭取を務めていた㈱みずほ銀行は当社発行済株式の3.42%（退職給付信託として設定した株式を含む）を有しているほか、2024年度末時点で当社グループは同社から69,699百万円の借入を行っております。
 - ② 藪ゆき子氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - ③ 斎藤保氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が2020年3月まで代表取締役会長を務めていた㈱IHIと当社との間には、当社が同社に対して、特殊用途ケーブル、部品等を販売する取引等があります。2024年度の取引総額は年額1百万円未満と極めて少額です。
 - ④ 星野岳穂氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 再任の社外取締役候補者につき、当社社外取締役として最後に選任された後、在任中に当社において不当な業務執行が行われた事実等はありません。
4. 社外取締役候補者につき、過去5年間に於ける他社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実等については、次のとおりです。

藪ゆき子氏は2016年6月から2024年6月まで大和ハウス工業㈱の社外取締役を務めておりましたが、同社は、一部の社員が所定の実務経験を充足していない状況で技術検定試験を受験し、施工管理技士の資格を取得していたこと、および当該社員の一部が現場の技術者として配置されていたことが判明し、2019年12月に国土交通省へ報告しております。これに対し、同社は2021年11月に国土交通省より建設業法に基づく指示処分および電気工事等に関する営業停止処分を受けております。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃より、同社の取締役会およびコーポレートガバナンス委員会等において、豊富な経験と高い知見に基づき、法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実が判明した後においては、事実関係の調査、原因分析、再発防止策の検討等に積極的に関与するとともに、法令遵守のための体制強化・徹底に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしておりました。

斎藤保氏は2008年4月から2020年6月まで㈱IHIの取締役を務めておりましたが、同社は、同社の子会社が製造するディーゼルエンジン等の製品について、製造過程で実施される試運転の記録の一部に不適切な取扱いが行われていたことを2024年4月に公表しております。なお、同社は特別調査委員会を設置して、原因究明および再発防止策の策定に向けて取り組んでおります。また、同社の子会社において、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったと認定されたことを2025年3月に公表しております。なお、同社の子会社は公正取引委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告するとともに、独占禁止法に違反する行為を取り止め、その後一貫して公正取引委員会の調査に協力してきたため、課徴金の免除が認められ、また、排除命令も受けておりません。さらに、同社の子会社が製造および販売したロータリ式道路用除雪車の一部において、顧客に提示した仕様と異なる仕様の車両を納入していたことを2024年7月に公表しております。同社は、事実関係、原因究明の調査結果を踏まえ、再発防止策の策定に向けて取り組んでおります。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。これにより、塚本隆史氏、藪ゆき子氏、斎藤保氏および星野岳穂氏は、いずれも社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結しております。第2号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、上記の各氏との間で、当該契約と同内容の責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

6. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。第2号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役との間で、当該契約と同内容の補償契約を締結する予定です。

当該契約では、同条同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該契約では、役員の職務執行に関して悪意・重過失があったことが判明した場合には補償を受けた費用の返還請求ができることなど、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、取締役、監査役および執行役員等（1994年3月31日以降に退任した者を含む）ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。取締役候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっており、第2号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、引き続き当該保険契約の被保険者となります。

当該契約では、被保険者である役員等がその職務執行に関し行った行為（不作為を含む）に起因する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

当該契約の保険期間は1年間であり、2025年12月に契約更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	おぎわら ひろゆき 荻原 弘之 (男性) 新任	常勤監査役
2	すみだ さやか 住田 清芽 (女性) 新任 社外 独立	社外監査役
3	しおみ たかお 塩見 崇夫 (男性) 新任 社外 独立	社外監査役

社外：社外取締役候補者 **独立**：東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める社外役員の独立性基準（当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第3章第6節2.（2）ご参照）を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている者

各候補者は、委員の過半数および委員長を社外取締役とする任意の指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

各候補者の略歴および指名の理由等につきましては、次のとおりです。

候補者番号	1	おぎわら ひろゆき 荻原 弘之 (1961年2月18日生) (男性) 新任
-------	---	--



所有する当社株式の数

普通株式
20,000株

出席率

取締役会
(監査役としての出席状況)
100% (16回中16回)

監査役会
100% (11回中11回)

▶略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 当社入社
2014年 4月 当社執行役員、財務・調達本部長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員、財務・調達本部長
2016年 4月 当社取締役兼執行役員常務、財務・調達本部長兼グループ・グローバル経営推進本部長
2017年 4月 当社取締役兼執行役員専務、財務・調達本部長兼グループ・グローバル経営推進本部長
2018年 4月 当社取締役兼執行役員専務、財務・調達本部長
2019年 4月 当社代表取締役兼執行役員副社長、グループ変革本部長
2021年 4月 当社代表取締役兼執行役員副社長、コーポレート統括本部長
2022年 4月 当社取締役兼執行役員副社長
同 年 6月 当社執行役員副社長
2023年 4月 当社アドバイザー
同 年 6月 当社監査役（常勤）（現在に至る）

▶重要な兼職の状況 旭精機工業(株)社外取締役

▶監査等委員である取締役候補者とする理由

荻原弘之氏は、当社グループにおいて米国子会社におけるCFOや当社の経理部長、財務・調達本部長等を歴任したことに加え、グループ変革活動の統括責任者・執行役員副社長の経験により、財務・会計および当社グループ経営に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。これらの同氏の経験・知見が、会計監査人との一層の連携ならびに当社グループ経営の適法性及び適切なリスクマネジメントの観点から監査体制維持・強化、ならびに取締役会での戦略的議論および取締役会の監督機能の更なる強化に欠かせないものと判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

2

すみだ さやか
住田 清芽

(1961年1月28日生)

女性

新任

社外

独立



所有する当社株式の数

普通株式
1,900株

出席率

取締役会

(監査役としての出席状況)
100% (16回中16回)

監査役会

100% (11回中11回)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1984年 10月 監査法人朝日会計士入所 (現 有限責任あずさ監査法人)
 1988年 5月 公認会計士登録
 2006年 5月 有限責任あずさ監査法人代表社員 (現 パートナー)
 2007年 8月 日本公認会計士協会監査基準委員会委員長
 2010年 7月 同協会常務理事 (品質管理基準および監査基準担当)
 2015年 1月 国際会計士連盟国際監査・保証基準審議会ボードメンバー
 2017年 2月 金融庁企業会計審議会委員
 2020年 3月 有限責任あずさ監査法人退所
 同 年 6月 当社社外監査役 (現在に至る)

▶ 重要な兼職の状況 (株)アドバンテスト社外取締役 (監査等委員)、
(株)日本取引所グループ社外取締役

▶ 監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

住田清芽氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、公認会計士としての永年の経験により、財務諸表監査および内部統制監査に精通していることに加え、日本公認会計士協会常務理事、国際会計士連盟の国際監査・保証基準審議会ボードメンバー、金融庁企業会計審議会委員を務めるなど、財務・会計に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外監査役に就任以降、取締役会および監査役会において、グループ企業管理や財務・会計などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から積極的に発言されており、これまでの同氏の経験・知見が当社の監査体制の維持・強化、ならびに取締役会での戦略的議論および独立した観点からの取締役会の監督機能の更なる強化に欠かせないものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

3

し お み た か お
塩見 崇夫

(1952年11月25日生)

男性

新任

社外

独立



所有する当社株式の数

普通株式
0株

出席率

取締役会

(監査役としての出席状況)
100% (16回中16回)

監査役会

100% (11回中11回)

▶ 略歴および当社における地位および担当

1975年 4月 伊藤忠商事(株)入社
 2000年 4月 同社自動車業務戦略室長
 2001年 2月 同社金融・不動産・保険・物流カンパニー経営企画部長
 2004年 6月 同社執行役員、物流部門長
 2005年 4月 同社執行役員、金融部門長
 2006年 6月 同社常務取締役、金融・不動産・保険・物流カンパニープレジデント
 2008年 5月 同社退任
 2008年 6月 (株)オリエンコーポレーション代表取締役副社長
 2012年 3月 同社退任
 2012年 4月 伊藤忠商事(株)常務執行役員、機械カンパニープレジデント
 2012年 6月 同社代表取締役常務執行役員、機械カンパニープレジデント
 2014年 6月 同社代表取締役専務執行役員、機械カンパニープレジデント
 2016年 3月 同社退任
 2016年 4月 いすゞ自動車(株)専務執行役員
 2016年 6月 同社取締役副社長
 2018年 6月 同社退任
 2018年 8月 伊藤忠連合企業年金基金理事長
 2021年 6月 当社社外監査役 (現在に至る)
 2021年 8月 伊藤忠連合企業年金基金理事長退任

▶ 監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

塩見崇夫氏は、大手総合商社や金融、メーカーなど様々な産業分野での経営経験を有しており、財務・会計を含めた企業経営全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外監査役に就任以降、取締役会および監査役会において、グループ企業管理などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から積極的に発言されており、これまでの同氏の経験・知見が当社の監査体制の維持・強化、ならびに取締役会での戦略的議論および独立した観点からの取締役会の監督機能の更なる強化に欠かせないものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 監査等委員である取締役候補者に関する事項

1. 社外取締役候補者の当社社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって、住田清芽氏が5年、塩見崇夫氏が4年となります。

2. 社外取締役候補者またはその出身元企業等と当社との関係は、次のとおりです。

- ① 住田清芽氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏は、2020年3月まで有限責任あずさ監査法人のパートナーを務めておりました。同法人と当社との間には、財務・会計分野のコンサルティングに関する取引があります。2024年度の取引総額は年額約25百万円であり、当社の独立性基準に定める金額未満です。なお、同氏が在籍していた同監査法人は当社の会計監査人であったことはなく、同氏は同監査法人に在籍中に当社の会計監査に一切関与しておりません。また同氏は、当社と同監査法人との間の財務・会計分野のコンサルティングに関する取引にも一切関与しておりません。

同氏につき、当社社外監査役として最後に選任された後、在任中に当社において不当な業務執行が行われた事実等はありません。

- ② 塩見崇夫氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏は、2012年6月から2016年3月まで伊藤忠商事㈱の取締役を務めておりました。同社と当社との間には、当社子会社が同社を代理店として当該子会社製品を海外顧客に販売する取引があります。2024年度の取引総額は年額5,167百万円です。また、同氏は、2016年6月から2018年6月までいすゞ自動車㈱の取締役を務めておりました。同社と当社との間には、当社が同社に対して自動車部品を販売する取引等があります。2024年度の取引総額は年額8,738百万円です。さらに、同氏が取締役を務めていたいすゞ自動車㈱の社外取締役に柴田光義氏（2010年6月から2023年6月まで当社取締役）が就任しております。

同氏につき、当社社外監査役として最後に選任された後、在任中に当社において不当な業務執行が行われた事実等はありません。

3. 社外取締役候補者につき、過去5年間ににおける他社の役員在任中に不正な業務執行が行われた事実等はありません。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。これにより、住田清芽氏および塩見崇夫氏は、いずれも社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結しております。第2号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、上記の各氏との間で、当該契約と同内容の責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

5. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。第2号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役との間で、当該契約と同内容の補償契約を締結する予定です。

当該契約では、同条同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該契約では、役員の職務執行に関して悪意・重過失があったことが判明した場合には補償を受けた費用の返還請求ができることなど、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、取締役、監査役および執行役員等（1994年3月31日以降に退任した者を含む）ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。監査等委員である取締役候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっており、第2号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、引き続き当該保険契約の被保険者となります。

当該契約では、被保険者である役員等がその職務執行に関し行った行為（不作為を含む）に起因する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

当該契約の保険期間は1年間であり、2025年12月に契約更新を予定しております。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の法定数を欠いた場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、寺内雅生氏は監査等委員である取締役（社外取締役を除く）の補欠として、酒井邦彦氏は監査等委員である社外取締役の補欠として、それぞれ選任をお願いするものです。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者番号

1

て ら う ち ま さ お
寺内 雅生

(1961年10月28日生)

男性

所有する当社株式の数

普通株式
4,900株

出席率

取締役会
(監査役としての出席状況)
100% (16回中16回)

監査役会
100% (11回中11回)

▶略歴および当社における地位および担当

1984年 4月 当社入社
2017年 4月 当社執行役員、PT.Tembaga Mulia Semanan Tbk 社長
同 年 6月 当社執行役員、電装エレクトロニクス材料統括部門導電材事業部門長
2018年 4月 当社執行役員、電装エレクトロニクス材料統括部門導電材事業部門長
2020年 4月 当社執行役員、電装エレクトロニクス材料統括部門長
2022年 4月 当社電装エレクトロニクス材料統括部門アドバイザー
2022年 6月 当社監査役（常勤）（現在に至る）

候補者番号

2

さ か い く に ひ こ
酒井 邦彦

(1954年3月4日生)

男性

社外

独立

所有する当社株式の数

普通株式
2,600株

出席率

取締役会
(監査役としての出席状況)
100% (16回中16回)

監査役会
100% (11回中11回)

▶略歴および当社における地位および担当

1979年 4月 東京地方検察庁検事
1998年 7月 法務大臣官房参事官
2000年 4月 東京高等検察庁検事兼東京地検副部長
2002年 4月 国際連合アジア極東犯罪防止研修所長
2005年 7月 東京高等検察庁公判部長
2006年 7月 最高検察庁検事
2007年 6月 奈良地方検察庁検事正
2008年 7月 最高検察庁総務部長
2010年 6月 裁判員公判部長
同 年 10月 名古屋地方検察庁検事正
2012年 6月 法務総合研究所長
2014年 7月 高松高等検察庁検事長
2016年 9月 広島高等検察庁検事長
2017年 3月 同退官
同 年 4月 TMI総合法律事務所顧問弁護士（現在に至る）
2018年 6月 当社社外監査役（現在に至る）
2019年 6月 本田技研工業(株)社外取締役（監査等委員）
2021年 6月 同社社外取締役（現在に至る）

▶重要な兼職の状況 TMI総合法律事務所顧問弁護士、本田技研工業(株)社外取締役

(注) 補欠の監査等委員である取締役候補者に関する事項

1. 寺内雅生氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とする理由は、次のとおりです。

寺内雅生氏は、当社において生産管理・事業企画や調達部門における業務に従事するとともに、アジア圏の上場子会社社長や電装エレクトロニクス材料統括部門長としての経験を通じて、海外における事業運営やエネルギー分野に関する経験および知見を有しております。これらの同氏の経験・知見が、当社グループ経営の適法性や適切なリスクマネジメントの観点から監査体制の維持・強化、ならびに取締役会での戦略的議論および取締役会の監督機能の更なる強化に欠かせないものと判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

2. 酒井邦彦氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割は、次のとおりです。

酒井邦彦氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、海外を含めた法曹としての永年の経験により、コーポレートガバナンス、法務リスク管理およびコンプライアンスなどの分野に関する豊富な経験および高度な知見を有しており、同氏の経験・知見が当社の監査体制の維持・強化、ならびに取締役会での戦略的議論および独立した観点からの取締役会の監督機能の更なる強化に欠かせないものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の出身元企業等と当社との関係は、次のとおりです。

酒井邦彦氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、独立役員として届け出る予定です。なお、同氏は、2017年4月よりTMI総合法律事務所の顧問弁護士を務めております。同事務所と当社との間には、当社から同事務所に対する弁護士報酬支払い等の取引があります。2024年度の取引総額は年額約5百万円であり、当社の独立性基準に定める金額未満です。なお、同取引は、顧問契約等に基づく継続的な取引ではなく法律相談に関する一時的な取引であり、同氏は同取引に一切関与しておりません。また、同氏は、2019年6月より当社の特定関係事業者である本田技研工業(株)の社外取締役を務めております。同社と当社との間には、当社が同社に対して自動車部品の販売を行う取引等があります。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である社外取締役との間で、当該契約と同内容の責任限定契約を締結する予定であり、酒井邦彦氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

5. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役との間で、当該契約と同内容の補償契約を締結する予定であり、寺内雅生氏および酒井邦彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社との間で当該補償契約を締結する予定です。

当該契約では、同条同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該契約では、役員の職務執行に関して悪意・重過失があったことが判明した場合には補償を受けた費用の返還請求ができることなど、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、取締役、監査役および執行役員等（1994年3月31日以降に退任した者を含む）ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。寺内雅生氏および酒井邦彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

当該契約では、被保険者である役員等がその職務執行に関し行った行為（不作為を含む）に起因する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

当該契約の保険期間は1年間であり、2025年12月に契約更新を予定しております。

1. 役員候補者の指名に関する方針

当社では、役員候補者について、能力、知識、経験等に加え、ジェンダー・国際性面の多様性から生まれる多角的な視点が当社グループのグローバルでの事業推進、適切な監督・監査に資するという認識に立ち、次の観点からその選定を行っております。

- ▶ **社外役員候補者**：様々な視点・角度からの取締役会議論への参加を期待し、企業経営や行政の経験者、技術に精通したエンジニア、法律や会計等の専門家など、知見や経歴を異にする人材をバランスよく選定すること
- ▶ **社内役員候補者**：国内外に多くの関係会社を擁し、事業分野も非常に幅広く多岐に亘る当社グループの特徴を踏まえ、当社グループの企業価値の向上に資するために、その時々においてそれぞれの役職に必要とされる能力、知識、経験等を有していると認められる人材を選定すること

2. 取締役のスキルマトリクス

当社グループでは、「古河電工グループ ビジョン2030」を達成するために当社グループが対処すべき重要課題を「マテリアリティ」と定義し、収益機会とリスクの両面で次のとおりマテリアリティを特定しております。これらのマテリアリティ解決のために当社が取締役に期待する経験・知見の重要分野（「スキル項目」）について、「企業経営」、「財務・会計」、「法務・リスクマネジメント」、「環境・エネルギー」、「技術・IT」、「営業・マーケティング」、「国際的経験・知見」、「人事政策・組織開発」の8項目を選定しております。

各スキル項目の内容につきましては、任意の指名・報酬委員会にて議論した上で決定しておりますが、外部環境および当社の経営計画・事業特性等も勘案し、適宜見直しを図っております。

マテリアリティ		関連するスキル項目	
収益機会	社会課題解決型事業の創出	➡	財務・会計、技術・IT、営業・マーケティング
	Open, Agile, Innovative	➡	企業経営、技術・IT、営業・マーケティング
	多様なステークホルダーとのパートナーシップの形成	➡	技術・IT、国際的経験・知見
リスク	Ⓔ 気候変動に配慮したビジネス活動の展開	➡	環境・エネルギー
	Ⓕ 人材・組織実行力の強化	➡	人事政策・組織開発
	Ⓖ リスク管理強化に向けたガバナンス体制の構築	➡	法務・リスクマネジメント

●スキル項目の詳細

スキル項目	選定理由	定義
 企業経営	当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すESG経営を推進し、自ら積極的に変革する企業となるためには、中長期的に持続的な成長戦略を策定するスキル、企業マネジメントに関する高度なスキルが必要であるため。	企業において代表取締役または代表取締役役に準ずる幅広い管掌範囲を持つ役員経験を有していること。
 財務・会計	当社グループの資本効率を意識した事業の強化と創出、事業ポートフォリオの最適化のためには、正確に財務状況を把握し、強固な財務基盤構築に向けた財務・資本戦略策定に関する高度なスキルが必要であるため。	財務・会計に関する経験・知見を有していること。財務・会計部門の責任者としての実績を有していること。
 法務・リスクマネジメント	リスク管理強化に向けたガバナンス体制の構築とコンプライアンス遵守の企業風土は持続的な企業価値向上の基盤であり、取締役会における経営監督の実効性向上のためにも、法務・リスク管理・コンプライアンスに関する高度なスキルが必要であるため。	法務・リスク管理・コンプライアンス体制構築等の経験・知見を有していること。法務・リスク管理・コンプライアンス部門の責任者としての実績を有していること。
 環境・エネルギー	気候変動に配慮したビジネス活動の展開を推進することは、当社グループが持続的な成長をしていく上で必須であり、環境・エネルギー分野に関する高度なスキルが必要であるため。	環境・エネルギー分野の幅広い経験・知見・ネットワークを有している、または環境・エネルギー部門の責任者としての実績を有していること。
 技術・IT	オープンイノベーションや外部パートナーとの共創、知的資産の活用を含めた当社グループの強みを強化し、新しいビジネスモデルの構築を進めるためには、当社グループがこれまで培ってきた4つのコア技術*、またはデジタル分野における高度なスキルが必要であるため。	研究・開発・IT・DX等の経験・知見を有している、または技術・IT部門の責任者としての実績を有していること。
 営業・マーケティング	プロダクト・アウト重視の姿勢から脱し、マーケット・イン、さらにアウトサイド・インのアプローチも取り入れ、当社グループの強みを活用したお客様の課題解決のためには、マーケットのトレンドを先読みし、営業戦略策定に関する高度なスキルが必要であるため。	営業・マーケティングの経験・知見を有している、または営業・マーケティング部門の責任者としての実績を有していること。
 国際的経験・知見	当社グループの事業の強化のために、グローバルな視点での成長戦略の策定、海外での事業マネジメントに関する高度なスキルが必要であるため。	国外企業における経営経験、または国際取引や専門分野における国際的知見を有していること。
 人事政策・組織開発	人的資本を充実させ人材・組織実行力を高め、経営基盤の強化を進めるためには、従業員が能力を最大限発揮すること、リーダーシップ育成や組織風土の改革によりチーム力を高める施策策定に関する高度なスキルが必要であるため。	人事政策・組織開発に関する経験・知見を有している、または人事政策・組織開発部門の責任者としての実績を有していること。

*4つのコア技術…メタル、ポリマー、フォトニクス、高周波

氏名	性別	独立役員	企業経営 	財務・会計 	法務・ リスクマネジメント 	環境・エネルギー 	技術・IT 	営業・ マーケティング 	国際的経験・知見 	人事政策・組織開発 
----	----	------	---	--	---	---	--	---	---	--

取締役(監査等委員である取締役を除く)

小林 敬一	男性		●				●	●		
森平 英也	男性		●				●		●	
塚本 隆史	男性	★	●	●					●	
藪 ゆき子	女性	★					●	●		●
斎藤 保	男性	★	●				●			
星野 岳穂	男性	★				●	●		●	
宮本 聡	男性				●				●	●
青島 弘治	男性			●	●					

監査等委員である取締役

荻原 弘之	男性		●	●					●	
住田 清芽	女性	★		●					●	
塩見 崇夫	男性	★	●	●					●	

注1) 各人の保有するすべての経験・知見を表示するものではなく、各項目に関する豊富な経験・高度な知見が重要課題解決に向け特に期待される項目に限定して記載しております。

注2) 「独立役員」欄に「★」印がある者は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める社外役員の独立性基準(当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第3章第6節2.(2)ご参照)を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている者です。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第184回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議され今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の取締役の報酬額の定めを廃止したうえで、新たに、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は75百万円以内）とさせていただきますと存じます。なお、本議案に係る報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

各取締役に対する具体的金額および支給の時期等の決定については、取締役会の決議によるものといたします。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」ならびに本議案、第7号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」および第8号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会において決定しております。当該決定方針は36ページから37ページに記載のとおりですが、本議案に係る報酬額は、当該変更後の方針に沿う内容となっております。

また、本議案に係る報酬額につきましては、当社の今後の取締役会の構成、当社と同等規模の他社の役員報酬水準、昨今の経済情勢その他諸般の事情を勘案したものであり、報酬決定プロセスの客観性・公平性・透明性を担保するため、任意の指名・報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会において決定しております。

以上のことから、当社の取締役会は、本議案の内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は11名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役の員数は8名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額85百万円以内とさせていただきたいと存じます。

各監査等委員である取締役に対する具体的金額および支給の時期等については、監査等委員である取締役の協議により定めるものといたします。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」ならびに第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件」、本議案および第8号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会において決定しております。当該決定方針は36ページから37ページに記載のとおりですが、本議案に係る報酬額は、当該変更後の方針に沿う内容となっております。

また、本議案に係る報酬額につきましては、監査等委員である取締役は従前監査役が担っていた監査業務を行うとともに、他の取締役の職務執行を監督する等の責務を担うこと、ならびに当社と同等規模の他社の役員報酬水準、昨今の経済情勢その他諸般の事情を勘案したものであり、報酬決定プロセスの客観性・公平性・透明性を担保するため、任意の指名・報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会において決定しております。

以上のことから、当社の取締役会は、本議案の内容は相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社では、2016年6月27日開催の第194回定時株主総会および2019年6月27日開催の第197回定時株主総会において社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローを対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入および一部改定について決議され今日に至っております。

今般、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員体制を本制度に反映するとともに、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた取締役等の貢献意欲を更に高めることを目的とした本制度に係る報酬上限額の変更を行うため、本制度の継続および一部改定について、ご承認をお願いするものです。

本改定後の本制度の詳細につきましては、下記2. に記載の範囲内で、取締役会にご一任いただきます。

なお、本制度による報酬は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件」にてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬の限度額である年額500百万円（うち社外取締役分は75百万円）とは別枠で支給されるものです。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」ならびに第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件」、第7号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」および本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会において決定しております。当該決定方針は36ページから37ページに記載のとおりですが、本制度による報酬は、当該変更後の方針に沿う内容となっております。また、本制度の継続および一部改定については、報酬決定プロセスの客観性・公平性・透明性を担保するため、任意の指名・報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会において決定しております。

以上のことから、当社の取締役会は、本議案の内容は相当であると判断しております。

現在の本制度の対象者は35名ですが、本改定直後の対象者は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件」をご承認いただきますと、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）4名、ならびに取締役以外の執行役員27名およびシニア・フェロー4名の計35名となる予定です。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本改定に係る報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社の普通株式（以下、「当社株式」という）が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という）を通じて取得され、本制度の対象者に対して、取締役会決議により定める「役員株式給付規程」に従い、本信託を通じ

て当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という）が給付される制度です。本制度は、3事業年度毎の期間を1単位対象期間（以下、「対象期間」という。2016年6月の本制度導入当初の対象期間は2016年4月1日から2019年3月31日までの3事業年度、2019年6月の本制度一部改定後の対象期間は2019年4月1日から2022年3月31日までの3事業年度、および2022年4月1日から2025年3月31日までの3事業年度であり、本改定後最初の対象期間は2025年4月1日から2028年3月31日までの3事業年度となる）とし、本制度の対象者は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じてあらかじめ定められた数のポイントを毎年付与されるとともに、付与されたポイントは、各対象期間終了後に下記（4）の方法により調整計算され、当社株式等の支給を受けるポイントとして確定いたします。本制度の対象者は、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた数の当社株式等の支給を本信託より受けます。

(2) 対象者

本制度の有効期間中に在任する取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）ならびに当社と委任契約を締結している取締役以外の執行役員およびシニア・フェロー（以下、総称して「取締役等」という）を対象といたします。ただし、国内非居住者は株式の支給の対象外とし、代わりに、本制度における報酬と同等額の報酬を、その退任時に金銭にて支給いたします。

(3) 当社が拠出する金員の上限

当社は、当初の対象期間（2016年4月1日から2019年3月31日までの3事業年度）における本制度の対象者の報酬として当社株式等を支給するために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を取得する資金として、本信託の開始時に347百万円の金員を、本信託へ拠出し、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たす本制度の対象者の退職者等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は、信託された金員を原資として、当社株式を株式市場から取得しております。

なお、当初の対象期間経過後は、当社は3事業年度毎に、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」という）に関し、450百万円を上限として、本信託に追加拠出してはりましたが、本改定後はその追加拠出の上限額を3事業年度毎に1,450百万円といたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（下記(4)に従い付与し、調整されたポイント数に相当する当社株式で、本制度の対象者に対する支給が未了であるものを除く）および金銭（以下、かかる当社株式および金銭をあわせて「残存株式等」という）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく支給の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、1,450百万円から残存株式等の金額（当社株式については、次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算する）を控除した金額といたします。

本改定後最初の対象期間に係る本信託による当社株式の取得は、追加拠出後遅滞なく、168,000株（下記(4)の、対象期間毎に付与されるポイント数の上限に対応する株式数）を上限として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施する予定です。なお、その後の各対象期間において本信託が取得する当社株式数の上限も168,000株となります。

(4) 取締役等に支給する当社株式数等の算定方法と上限

取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じてあらかじめ定められた数のポイントを毎年付与されます。ただし、対象期間毎に取締役等に付与される総ポイント数は、168,000ポイントを上限といたします。これらのポイントは、各対象期間終了後に、あらかじめ定められた基準（対象期間中の当社株価変動率とTOPIX（東証株価指数）変動率との比較基準）に従い、一定の場合にはポイント数の調整がなされたうえで、1ポイント当たり当社株式1株に相当する給付を受けることができるポイントとして確定いたします。本制度の有効期間中に、株式分割・株式併合等が行われた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

なお、対象期間の満了前に任期満了により退任した取締役等については、上述の算定方法により計算されたポイント数に応じて当社株式等が支給されるものとし、それ以外の事由により退任した取締役等については、取締役会が個々の事由に応じて取扱いを判断するものいたします。

(5) 当社株式等の支給

取締役等は、「役員株式給付規程」に定める本信託の受益者要件を満たしていることを条件とし、その退任時に受益者確定手続を行うことにより、その在任期間中に、上記（4）の方法により確定したポイントの累積点数に応じ、1ポイント当たり当社株式1株で換算された株式数につき、本信託から支給を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、支給を受けることができる当社株式の一定割合について、当社株式の支給に代えて、当社株式をその時点の時価で換算した金額相当の金銭の支給を受けます。本信託は、当該金銭支給を行うために、当社株式を売却する場合があります。

(6) 本信託の期間

2016年8月8日から本制度が終了するまで

※本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等により終了いたします。

(7) 本信託内の株式に係る議決権

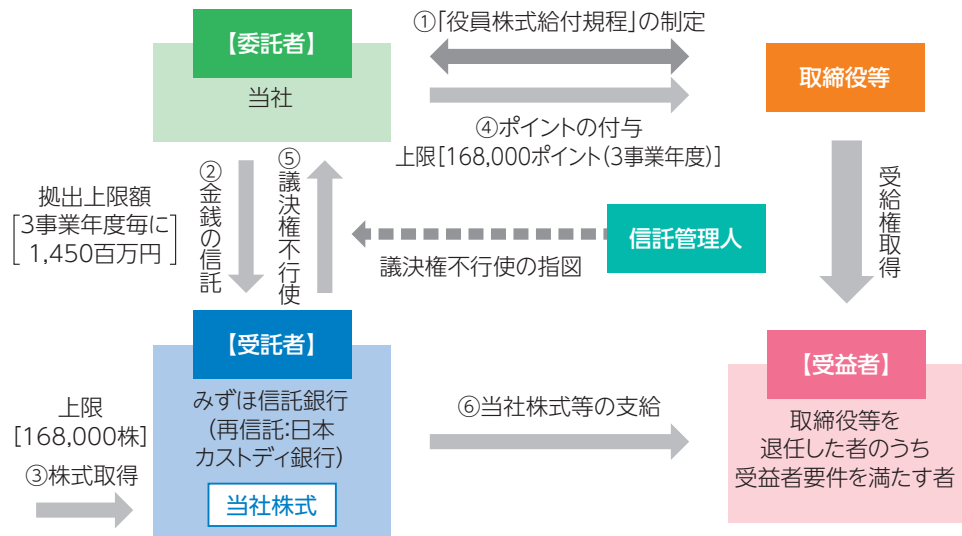
本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、当社および当社役員と利害関係のない団体へ寄付またはその時点で在任する取締役等に対して支給するものいたします。

(9) 本信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（8）により団体への寄付または取締役等に支給される金銭を除いた残額が当社に帰属いたします。



- ① 当社は、第194回および第197回定時株主総会で導入および一部改定について承認を受けた本制度の枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定しており、本総会で承認を受ける本改定の枠組みの範囲内で、当該「役員株式給付規程」を改定します。
- ② 当社は、第194回および第197回定時株主総会で導入および一部改定について承認を受けた範囲内で金銭を信託しており、本総会で承認を受ける本改定（3事業年度毎に1,450百万円）の範囲内で本信託に金銭を追加拠出します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加拠出する金銭のほか、追加拠出前から本信託内に残存している金銭を含む）を原資として、当社株式を、168,000株を上限として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託においては、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」という）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を支給します。ただし、取締役等が受益者要件に加えて「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、支給を受けることができる当社株式の一定割合について、当社株式の支給に代えて、当社株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭を支給します。

【本信託の概要】

- ・ 名称：株式給付信託（BBT）
- ・ 委託者：当社
- ・ 受託者：みずほ信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行）
- ・ 受益者：取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たす者
- ・ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者（弁護士）
- ・ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ・ 本信託契約の締結日：2016年8月8日
- ・ 金銭を信託した日：2016年8月8日

当社では、本総会において、第2号議案「定款一部変更の件」ならびに第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件」、第7号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」および第8号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、「取締役の個人別の報酬等の決定方針」を一部変更しております。なお、当該変更後の決定方針に基づく報酬は、本年7月から支給予定です。

当該変更後の決定方針は、次のとおりです。

1. 基本方針

役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能ならしめる内容のものとする。

2. 制度毎の個人別の報酬等の決定に関する方針

- ・基本報酬は、取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、経営の監督と業務執行といった役割の違いや役位に応じて決定した固定額を、毎月金銭で支給する。
- ・短期業績連動報酬（個別）は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェロー（以下、総称して「取締役等」という）に支給される報酬で、指名・報酬委員会において、個々の役員を対象に前事業年度における担当部門の投下資本付加価値額やその改善に資する業績評価指標（戦略KPI）などの事業計画達成度や施策の状況等を総合的に評価したうえで決定した額を、年一回金銭で支給する。
- ・短期業績連動報酬（全社）は、取締役等に支給される報酬で、指標として連結営業利益を採用する。当該指標に関し指名・報酬委員会の定める評価基準に基づき決定した額を、年一回金銭で支給する。
- ・ESG連動報酬は、取締役等に支給される報酬で、当社グループが対処すべき経営上の重要課題（マテリアリティ）におけるサステナビリティ目標の達成状況を評価し、決定した額を年一回金銭で支給する。
- ・中長期業績連動報酬は、取締役等に支給される報酬で、株式報酬制度（以下、「本制度」という）をその内容とする。本制度では、当社が拠出する金員を原資として信託を通じて取得された当社株式等を、取締役等に対して支給する。

本制度においては、3事業年度毎の期間を1単位対象期間とし、当社は、取締役等への報酬として、対象期間毎に1,450百万円を上限とする金員を信託へ拠出する。取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じてあらかじめ定められた数のポイントを毎年付与される。付与されたポイントは、各対象期間の終了後に、対象期間中の当社株価変動率とTOPIX（東証株価指数）変動率の比較基準に従い、一定の場合にはポイント数の調整がなされたうえで、当社株式等の支給を受けることができる

ポイントとして確定する。対象期間中に取締役等を退任する役員についても、これに準じた調整を行う。

取締役等は、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた当社株式等の支給を信託から受ける。

3. 制度毎の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

同業他社および他業種同規模他社における方針等を参考に、役位・職責、業績および目標達成度等を総合的に勘案したうえ、上位の役位の者ほどその割合が高くなるよう、また、業務執行取締役については報酬総額に占める業績を反映した報酬の割合が概ね半分以上になるよう設計する。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローが受ける報酬等に関する制度および個人別の報酬等の内容の決定を、委員の過半数および委員長を社外取締役とする任意の指名・報酬委員会に委任している。

なお、当該委員会は、社外取締役ならびに会長および社長で構成する。

以 上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 当期における当社グループの事業の経過および成果の概況

当期の世界経済については、米国では、インフレの鈍化および所得環境の改善、雇用者数の緩やかな増加があったものの、追加関税措置によるインフレ懸念を受け個人消費に減速感が生じるなど、景気の先行きに不透明感が高まりました。欧州では、金融緩和やインフレの落ち着き、所得環境の改善があったものの、個人消費、設備投資の伸び悩みや輸出の減速により、景気の回復は限定的なものとなりました。中国では、政府による景気刺激策の効果が見られましたが、不動産市場停滞の長期化等の影響から個人消費は低迷し、景気は伸び悩みました。さらに、ロシア・ウクライナ情勢や中東での軍事衝突など不安定な経済環境が継続しました。

わが国の経済においては、高水準の企業収益を背景に、主としてIT関連の需要に基づく設備投資が底堅く推移したものの、賃金・所得の伸びが物価上昇を安定的に上回る状況には至らず個人消費は力強さに欠け、景気の回復ペースは緩やかなものとなりました。

このような環境の下、当社グループでは、2030年におけるありたい姿を描き、そこへ向けての時間軸と領域を明確にした「古河電工グループ ビジョン2030」（以下、「ビジョン2030」という）からバックキャストして2025年に目指す姿の達成を見据えて策定した中期経営計画「Road to Vision2030－変革と挑戦－」（以下、「25中計」という）に基づき、「資本効率重視による既存事業の収益最大化」および「開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備」を推進してまいりました。また、これらを下支えする「ESG経営の基盤強化」に取り組んでまいりました。

「資本効率重視による既存事業の収益最大化」については、事業ポートフォリオ最適化の取組みを進めることで、利益創出を図ってまいりました。主な取組みとして、統一された戦略による事業運営の効率化およびリソースの効率的な配分による競争力強化などを目的とした光ファイバ・ケーブル事業およびメタル電線事業の再編のほか、シナジーの発揮により成長市場における当社の優位性を確立するため、光コネクタにおいて開発力・コスト競争力に強みを持つ会社や高速光変調器において世界トップレベルのシェアを有する会社の子会社化を決定いたしました。また、データセンタ・AI関連市場においては、機能製品関連事業などにおいて製品供給体制を強化し売上拡大を図ってまいりました。特に放熱・冷却製品について、競合他社との差別化を図り、より高機能な製品を顧客に対して提供することによって収益基盤の拡大に取り組んでまいりました。

「開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備」については、日本国内において道路や鉄道等の社会インフラの老朽化と労働人口の減少が進行するなか、社会インフラ維持管理向けデジタルソリューションの提供により省人化・省力化に貢献してまいりました。また、環境負荷や労働衛生の観点から課題の多い薬品等を使用することなく錆・塗膜を除去できるレーザ施工システムの開発を進めてまいりました。加えて、ライフサイエンスを中心とするフォトニクス技術の非通信領域に関する事業の強化を図るため、医療・産業機器向け光ファイバおよび光関連部品を製造する会社を子会社化いたしました。

「ESG経営の基盤強化」については、脱炭素社会実現に向けた更なる貢献のためバリューチェーン全体で温室効果ガスの排出量ネットゼロを目指すべく「古河電工グループ 環境ビジョン2050」を改定いたしました。また、当社グループの存在意義を表す古河電工グループ パーパス「『つづく』をつくり、世界を明るくする。」（以下、「パーパス」という。2024年3月制定）について、従業員の理解促進および共感の醸成を目的とした活動を実施してまいりました。これにより、従業員が当

社グループで働くことへの誇りをもつことにつなげて従業員エンゲージメントの向上に取り組んでまいりました。加えて、従業員およびサプライチェーンにおける人権リスクの再評価により新たに特定したリスクについてそれらを低減させる施策に取り組むとともに、責任ある鉱物調達に関する対応ルールを策定いたしました。

当期の業績につきましては、電装エレクトロニクス事業におけるワイヤハーネス等の自動車部品での増収や機能製品事業におけるデータセンタ関連製品での増収、また銅地金価格・為替の変動の影響により、グループ全体の売上は増加しました。損益面では、高付加価値製品のラインナップ拡充や生産性の改善、販売価格の適正化に取り組んだことにより増益となりました。

その結果、連結売上高は1兆2,018億円（前期比13.7%増）、連結営業利益は471億円（前期比321.6%増）、連結経常利益は486億円（前期比373.1%増）となりました。投資有価証券売却益104億円などを特別利益に、製品補償引当金繰入額61億円などを特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は334億円（前期比412.7%増）となりました。なお、海外売上高は6,378億円（前期比17.0%増）で、海外売上高比率は53.1%（前期比1.5ポイント増）となりました。

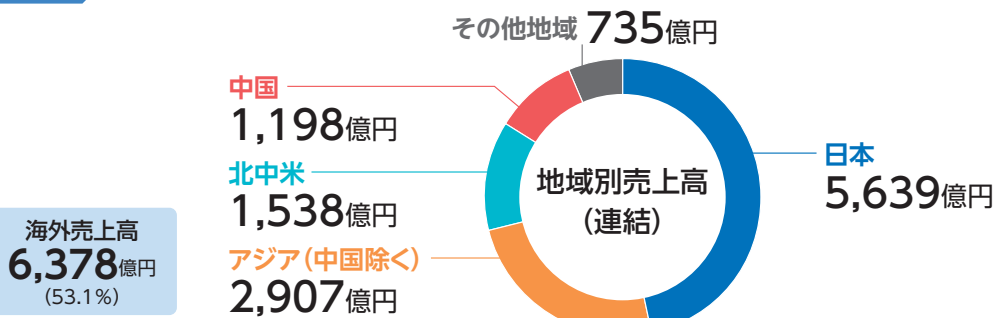
単独の業績につきましては、売上高は3,535億円（前期比19.1%増）、営業利益は15億円（前期比106億円改善）、経常利益は130億円（前期比3,853.9%増）、当期純利益は324億円（前期比1,593.2%増）となりました。

■ 2024年度業績

連結売上高 1,201,762 百万円  (前期比 13.7%増)	連結営業利益 47,097 百万円  (前期比 321.6%増)	連結経常利益 48,571 百万円  (前期比 373.1%増)
親会社株主に帰属する当期純利益 33,366 百万円  (前期比 412.7%増)	海外売上高 637,837 百万円  (前期比 17.0%増)	海外売上高比率 53.1%  (前期比 1.5ポイント増)

ご参考

地域別売上高(連結)



(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 財産および損益の状況

1 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分		第200期 2021年度	第201期 2022年度	第202期 2023年度	第203期(当期) 2024年度
売上高	(百万円)	930,496	1,066,326	1,056,528	1,201,762
営業利益	(百万円)	11,428	15,441	11,171	47,097
経常利益	(百万円)	19,666	17,258	10,267	48,571
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	10,093	15,894	6,508	33,366
1株当たり当期純利益	(円)	143.40	225.80	92.40	473.49
総資産	(百万円)	935,876	933,469	985,007	987,016
純資産	(百万円)	314,269	329,302	358,245	373,336

(注) 1. 当社の持分法適用関連会社であった㈱UACJは、第202期より従来の日本基準に替えて国際財務報告基準（IFRS）を適用しており、第201期の関連する各数値については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値となっております。

2. 第203期より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を適用しており、第202期以前の関連する各数値については、当該会計基準等を反映した遡及適用後の数値となっております。

2 単独の財産および損益の状況の推移

区 分		第200期 2021年度	第201期 2022年度	第202期 2023年度	第203期(当期) 2024年度
売上高	(百万円)	292,424	305,835	296,766	353,520
営業利益または営業損失（△）	(百万円)	501	△1,761	△9,087	1,513
経常利益	(百万円)	6,461	8,686	330	13,048
当期純利益または当期純損失（△）	(百万円)	△525	25,235	1,913	32,390
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失（△）	(円)	△7.47	358.40	27.15	459.52
総資産	(百万円)	608,376	593,768	632,447	642,568
純資産	(百万円)	183,515	201,845	199,212	239,517

(3) 当期における当社グループの事業の経過および成果の概況(セグメント別)

■ 部門別連結売上高および連結営業利益

(単位：百万円)

セグメント名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益または 連結営業損失（△）	前期比増減額
● インフラ	309,403	31,218	4,528	15,781
● 電装エレクトロニクス	736,433	82,732	32,295	13,593
● 機能製品	147,030	31,607	13,957	8,448
● サービス・開発等	33,829	2,254	△3,629	△1,724
● 消去または全社	△24,933	△2,578	△55	△171
合 計	1,201,762	145,233	47,097	35,926



インフラ

連結売上高

3,094億円

前期比

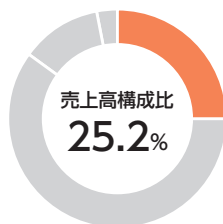
11.2%増

連結営業利益

45億円

前期比

158億円改善



主要な事業内容

情報通信ソリューション事業（情報通信ネットワーク構成品の製造・販売および同ネットワークの設計・施工等）、エネルギーインフラ事業（電力ケーブル等の製造・販売および布設工事、産業用電線・機器の製造・販売）

主要な製品

光ファイバ、光ファイバケーブル、光関連部品、光半導体デバイス、光ファイバ融着接続機、産業用レーザ、ネットワーク機器、CATVシステム、無線製品、電力ケーブルおよび接続部品、産業用電線、送配電部品

光ファイバケーブル



電力ケーブル

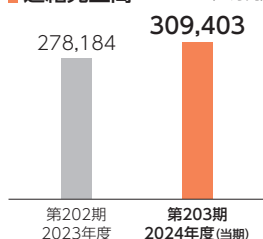


アルミCVケーブル



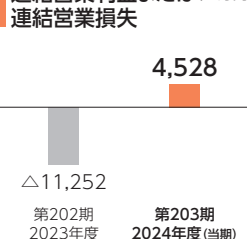
連結売上高

(百万円)



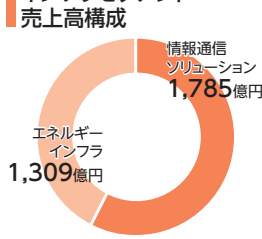
連結営業利益または連結営業損失

(百万円)



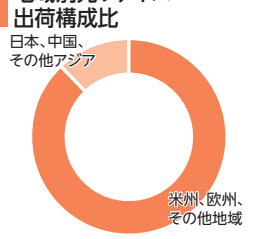
インフラセグメント 売上高構成

(ご参考)



地域別光ファイバ出荷構成比

(ご参考)



情報通信ソリューション事業では、データセンタ・AI関連市場の伸長を背景に、ローラブルリボンケーブルなどの高付加価値製品をはじめとする製品ラインナップの拡充および供給体制の強化により、売上の増加を図ってまいりました。また、北米テレコム市場においては、光ファイバ等について顧客の投資抑制や在庫調整による需要低迷から緩やかに回復しつつあり、継続的なマーケティング活動の強化や製造体制の整備を実施するとともに、生産性の改善に取り組んだことで、増収増益となりました。

エネルギーインフラ事業では、電力事業において、国内の超高压地中線や再生可能エネルギー向け海底線および地中線の堅調な需要を背景に、ケーブルの製造能力および工事施工能力の増強に取り組んでまいりました。産業電線・機器事業においては、軽量かつ柔軟性に優れた建設工事の省力化・効率化に貢献するアルミCVケーブル等の機能線および送配電部品の堅調な需要のもと、マーケティング活動の推進による拡販に努めてまいりました。さらに、利益確保を重視した受注活動と販売価格の適正化に取り組んだことで増収増益となりました。

これらの結果、当セグメントの連結売上高は3,094億円(前期比11.2%増)、連結営業利益は45億円(前期比158億円改善)となりました。また、単独売上高は979億円(前期比26.4%増)となりました。

情報通信ソリューション事業では、急速に外部環境が変化するなか光ファイバ・ケーブル事業の運営体制を刷新し、グローバルに統一された戦略のもとで効率的かつ迅速な意思決定による事業運営を行うことで、収益拡大を図ってまいります。また、拡大傾向が継続すると見込まれるデータセンタ・AI関連市場に向け、光ケーブル等の供給体制を強化するとともに、通信の高速大容量化に不可欠な光コネクタ関連技術に強みを持つ会社を子会社化し、開発力とコスト競争力におけるシナジーを発揮することで、市場での優位性を確立してまいります。加えて、テレコム市場の本格的な需要回復に備え、製造体制の整備や生産性改善などの取組みを継続してまいります。さらに、高速光変調器において世界トップレベルのシェアを有する会社の子会社化により、B5G*時代の光ネットワークに向けた集積デバイス等の開発を推進してまいります。

*B5G…Beyond5G。5Gの特徴（高速・大容量、低遅延、多数端末との接続）の更なる高度化に加えて、空・海・宇宙への利用領域の拡張、超低消費電力、超高速通信などの特徴を備えることが想定されている。6G（第6世代移動通信システム）とも呼ばれる。

エネルギーインフラ事業では、電力事業においては引き続き国内の超高压地中線の引替え需要や再生可能エネルギー関連需要を捉え売上の拡大を図るとともに、産業電線・機器事業においては、アルミCVケーブル等の機能線やデータセンタ向けプラグインコネクタ等の戦略製品の拡販に取り組んでまいります。また、当社グループ内の金属電線事業の統合を実施することで、商圏・商流の集約による販路拡大、リソースの効率的な配分による競争力強化などのシナジー効果の最大化を目指してまいります。



電装エレクトロニクス

連結売上高

7,364億円

前期比

12.7%増

連結営業利益

323億円

前期比

72.7%増

売上高構成比
60.0%

主要な事業内容

各種自動車部品および電子機器用銅製品の製造・販売

主要な製品

自動車部品（ワイヤハーネス、ステアリング・ロール・コネクタ、バッテリー状態検知センサ、周辺監視レーダほか）、自動車用・産業用電池、銅線・アルミ線、巻線、伸銅品、めっき製品、電子部品用加工製品、特殊金属材料（形状記憶・超弾性合金ほか）

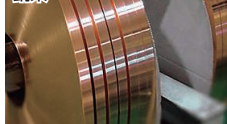
ワイヤハーネス



α端子



銅条



連結売上高

(百万円)

653,700

第202期
2023年度

736,433

第203期
2024年度(当期)

連結営業利益

(百万円)

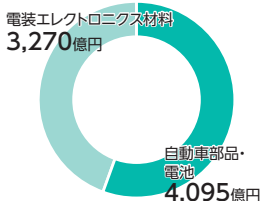
18,702

第202期
2023年度

32,295

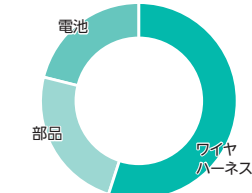
第203期
2024年度(当期)

電装エレクトロニクス（ご参考） セグメント売上高構成



自動車関連製品 構成比

（ご参考）



自動車部品事業では、車両の軽量化に貢献するアルミワイヤハーネスの搭載車種拡大等により売上が堅調に推移いたしました。また、電動自動車市場に向けた高電圧に対応したワイヤハーネスなどの製品開発および拡販に取り組んでまいりました。さらに、円安の影響により海外子会社において生産した製品の輸入価格が上昇したものの、顧客の安定的な生産計画に基づく受注により生産性が改善したことに加え、販売価格の適正化に取り組んだことで、増収増益となりました。

電装エレクトロニクス材料事業では、エレクトロニクス関連市場の低迷が続いたものの、パワー半導体用および放熱部品用耐熱無酸素銅条などの高付加価値製品の品揃えの充実および拡販や、販売価格の適正化を含む製品ミックスの改善に取り組んでまいりました。さらに、銅地金価格の高騰や円安の影響により、増収増益となりました。

これらの結果、当セグメントの連結売上高は7,364億円（前期比12.7%増）、連結営業利益は323億円（前期比72.7%増）となりました。また、単独売上高は1,597億円（前期比12.8%増）となりました。

自動車部品事業では、引き続き電動自動車市場に向けた製品開発や生産の自動化などによる生産性改善に取り組むことで収益の拡大を図ってまいります。

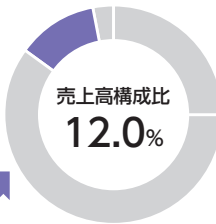
電装エレクトロニクス材料事業では、今後も販売価格の適正化を含む製品ミックスの改善による収益の確保に努めるとともに、高付加価値製品の品揃えの充実と拡販に取り組んでまいります。



機能製品

連結売上高
1,470億円
前期比
27.4%増

連結営業利益
140億円
前期比
153.3%増

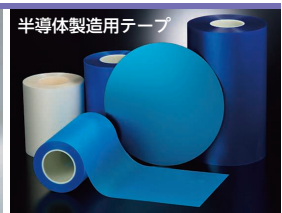
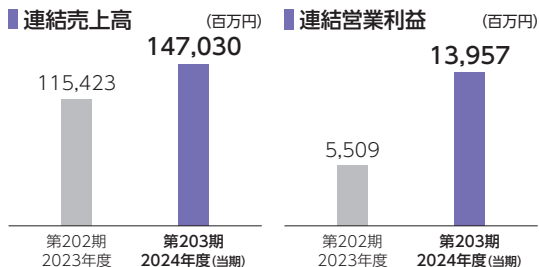


主要な事業内容

樹脂および非鉄金属を加工した各種機能製品の製造・販売

主要な製品

ケーブル管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電子部品、放熱・冷却製品、ハードディスクドライブ用アルミブランク材、電解銅箔



機能製品事業では、データセンタ・AI関連市場の成長に伴う需要を取り込むべく各施策を実施してまいりました。特に、放熱・冷却製品については需要が旺盛な空冷方式ヒートシンクの供給体制を整備してまいりました。また、ハードディスクドライブ用アルミブランク材については、顧客の在庫調整の解消を受け回復した需要を捉えたことにより収益を拡大し、増収増益となりました。

これらの結果、当セグメントの連結売上高は1,470億円（前期比27.4%増）、連結営業利益は140億円（前期比153.3%増）となりました。また、単独売上高は919億円（前期比25.1%増）となりました。

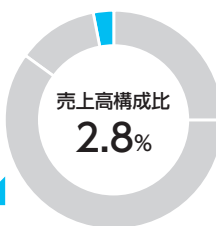
機能製品事業では、引き続き高い成長が見込まれるデータセンタ・AI関連市場に向け、次世代製品の開発、製造体制の整備、顧客対応力の強化等に取り組んでまいります。半導体製造用テープについては、三重事業所内に開設した新工場が2025年度より量産開始予定であり、高性能かつ高品質な製品の安定供給を図ってまいります。また、データセンタ向け放熱・冷却製品については、従来の空冷方式に加え、新たに水冷モジュールの量産開始に向け工場新設などの製造体制の整備を図ってまいります。



サービス・開発等

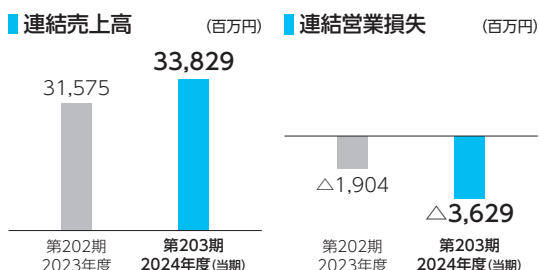
連結売上高
338億円
前期比
7.1%増

連結営業損失
36億円
前期比
17億円悪化



主要な事業内容

水力発電、新製品研究開発、不動産賃貸など

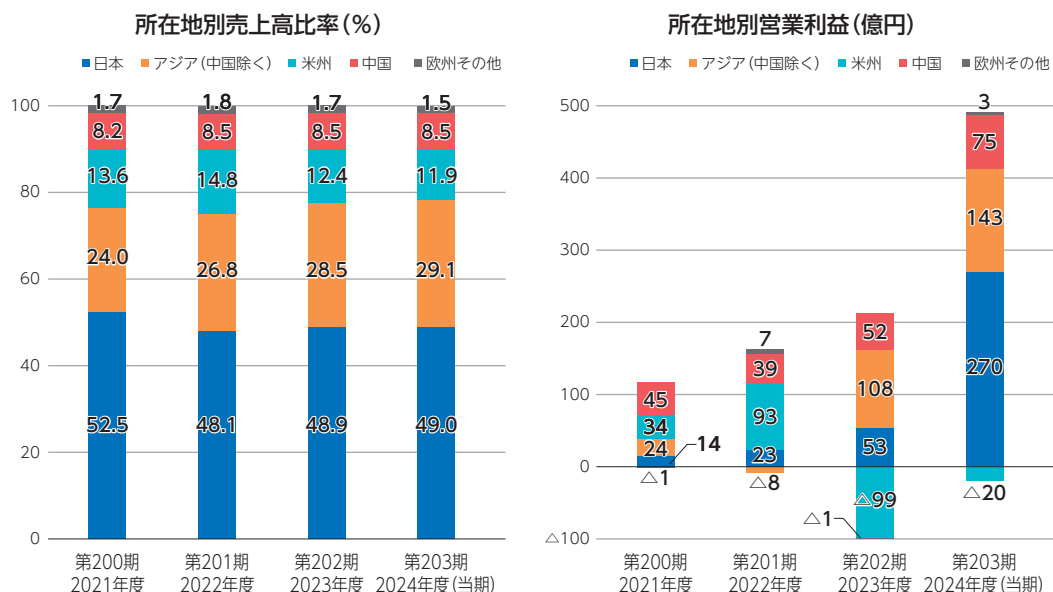


水力発電、新製品の研究開発、不動産の賃貸、各種業務受託等による当社グループ各事業のサポート等を行っております。なお、当社日光事業所においては、必要な電力のほとんどを再生可能エネルギー（水力発電）で賄っており、本水力発電は25中計におけるサステナビリティ目標「電力消費量に占める再生可能エネルギー比率30%」達成の一端を担っております。

当セグメントの連結売上高は338億円（前期比7.1%増）、連結営業損失は36億円（前期比17億円悪化）となりました。また、単独売上高は40億円（前期比7.0%減）となりました。

ご参考

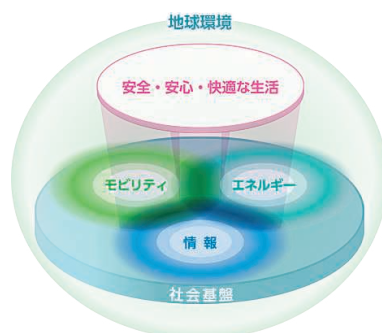
所在地別売上高比率および営業利益（連結）



(4) 対処すべき課題

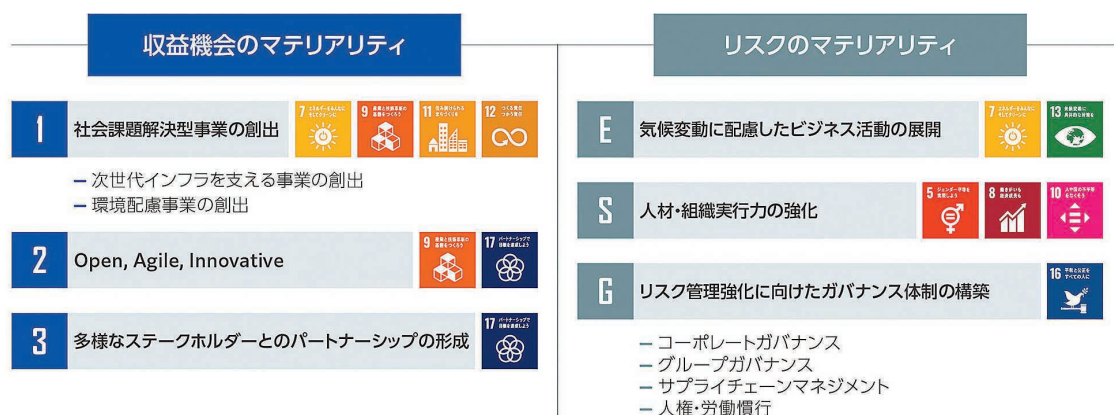
1 古河電工グループ ビジョン2030

当社グループは2030年におけるありたい姿を描き、そこへ向けて目指す時間軸と領域を明確にしたビジョン2030を定めております。ビジョン2030のもと、情報/エネルギー/モビリティの各領域およびこれらの融合領域において、当社グループは社会課題の解決を目指してまいります。さらに、新領域においても、これまでにない新たな事業の創出を通じた社会課題の解決を目指してまいります。



古河電工グループ ビジョン2030

当社グループでは、ビジョン2030を達成するために当社グループが対処すべき経営上の重要課題を「マテリアリティ」と定義し、収益機会とリスクの両面で次のとおりマテリアリティを特定しております。これらのマテリアリティに取り組むことにより、ビジョン2030を達成するとともに、SDGs*の達成にも寄与してまいります。

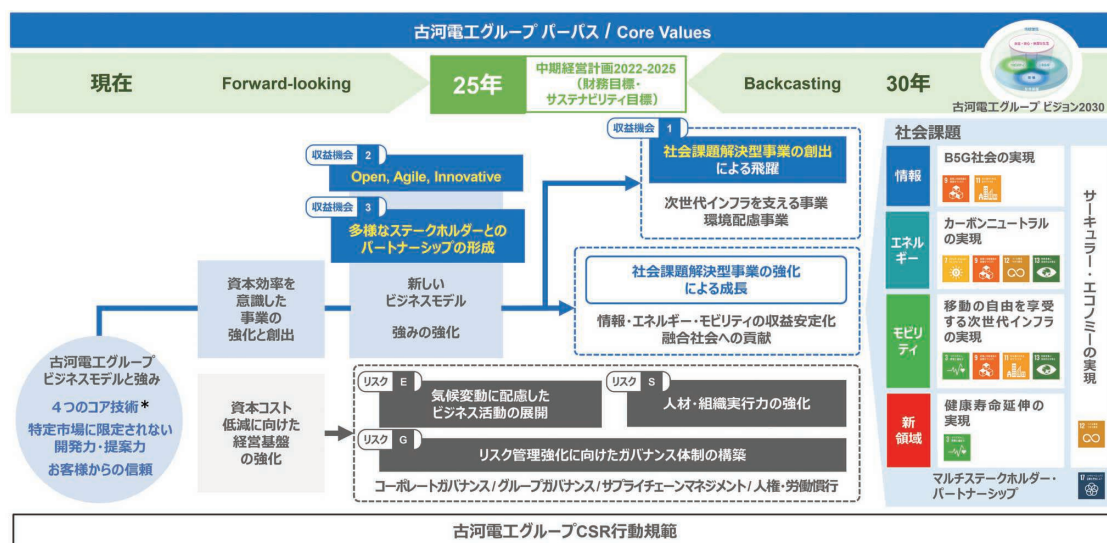


*SDGs…国連で採択されたSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、17のゴール・169のターゲットで構成される国際目標。

2 中期経営計画「Road to Vision2030ー変革と挑戦ー」の推進

当社は、2030年におけるありたい姿からバックキャストした中間地点としての2025年の目指す姿を定義し、その達成に向け2025年度を最終年度とする4か年の中期経営計画「Road to Vision2030ー変革と挑戦ー」を2022年に策定し、各施策に取り組んでまいりました。

本中期経営計画において設定した目標の達成に向け着実に収益を確保するため、「資本効率重視による既存事業の収益最大化」の取組みを加速するとともに、将来の社会課題の解決のために「開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備」を引き続き推進してまいります。また、これらを下支えする「ESG経営の基盤強化」に取り組んでまいります。



*4つのコア技術…金属、ポリマー、フォトニクス、高周波

① 資本効率重視による既存事業の収益最大化

本中期経営計画の目標達成のため、各事業の収益拡大に向け、製品群単位で当社の強みを生かすという観点で事業ポートフォリオの見直しを継続的に行うことにより、付加価値を訴求し、利益を創出する製品群・ビジネスモデルへの変革を更に進めてまいります。

情報通信ソリューション事業においては、光ファイバ・ケーブル事業の運営体制を刷新し、一体となったグローバル経営により効率的かつ迅速な意思決定を行うことで、収益拡大を図ってまいります。エネルギーインフラ事業では、金属電線事業の再編を推進し、事業運営の効率化による相乗効果を発揮することで、多様化・高度化するニーズに迅速に対応してまいります。加えて、マーケティング活動の推進による拡販やケーブル製造能力・工事施工能力の増強

および利益確保重視の受注等に取り組んでまいります。自動車部品事業では、電動自動車市場向けの高電圧に対応したワイヤハーネスなどの関連製品の開発や製造の自動化に取り組んでまいります。また、電装エレクトロニクス材料事業では、高付加価値製品の品揃えの充実と拡販に努めてまいります。機能製品事業では、引き続き高い成長が見込まれるデータセンタ・AI関連市場に向け、放熱・冷却製品における次世代製品の開発や、半導体製造用テープおよび高周波基板用電解銅箔の供給体制の整備に取り組んでまいります。

② 開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備

当社グループは、素材力を核として長年培ってきた「メタル」「ポリマー」「フォトニクス」「高周波」の4つのコア技術を活用するとともに、外部パートナーとの共創を進めるほか、デジタル技術やデータの利活用を推進し、課題解決を起点とした製品・サービスの開発・提供を通じて、新たな社会課題解決型事業創出に向けた基盤整備を図ってまいります。

環境負荷の低減および労働衛生の改善に向けて、メタルやポリマーなどの素材をフォトニクス技術で加工するレーザ施工システムの開発を加速してまいります。また、B5G社会に対応するため、データトラフィックの増加への対応やデータセンタの高速大容量化・省エネ化の推進が求められるなか、当社のコア技術であるフォトニクス技術および高周波技術を生かし、光電融合を実現する高機能なフォトニクス製品を開発することによって、オール光ネットワークと高効率エネルギー社会の実現に貢献してまいります。加えて、脱炭素社会・循環型社会の実現を目指し、引き続き化石資源によらないグリーンLPガス*の開発・製造を進めてまいります。さらに、安全でサステナブルなエネルギーの供給に貢献する核融合*発電関連製品の開発を進めてまいります。また、フォトニクス技術・メタル技術を生かした低侵襲医療向けのライフサイエンス関連製品については、顧客への提案活動を進めるとともに、更なる高度化を目指してまいります。さらに、スタートアップ企業との共創基盤を活用し、人工衛星搭載用途や環境観測機器用途の各種製品の開発を進めてまいります。

*グリーンLPガス…バイオガス（家畜の排泄物や生ゴミなどを発酵させた際に発生するメタンガスと二酸化炭素の混合ガス）を原料に生成したLPガスのこと。

*核融合…強力な超電導マグネットで高温プラズマ（数億度）を閉じ込め、核融合反応でエネルギーを発生させる。核融合の燃料の元は海水（重水素（ ^2H ））であり、二酸化炭素（ CO_2 ）を排出せずに発電可能で環境負荷も低いことから、核融合による発電は次世代のエネルギー源として期待されている。

③ ESG経営の基盤強化

本中期経営計画では、特定したマテリアリティごとに2025年度の目指す姿を定め、それらを実現する施策を策定するとともに、進捗を測定するサステナビリティ指標を選定し、その目標値を設定しております。そのうえで、カーボンニュートラル実現へ向けた気候移行計画の策定、パーパスの浸透をはじめとする人材・組織実行力の強化活動、役員報酬制度の評価基準における従業員エンゲージメントスコアの導入等の様々な取組みを通じてそれらの達成を図ることで、ESG経営の基盤を強化してまいります。

これらの取組みにより、最終年度を迎えた本中期経営計画において設定した財務目標およびサステナビリティ目標の達成を図ってまいります。

2025年度の財務目標値

ROIC（税引後）	6%以上
ROE	11%以上
Net D/Eレシオ	0.8以下
自己資本比率	35%以上
連結売上高	1.1兆円以上
連結営業利益	580億円以上
親会社株主に帰属する当期純利益	370億円以上

2025年度のサステナビリティ目標値

環境調和製品売上高比率	70%
新事業研究開発費増加率（2021年度基準）	125%
事業強化・新事業創出テーマに対するIPランドスケープ実施率	(※1)
温室効果ガス排出量削減率（スコープ1、2）（2021年度基準）	△18.7%
電力消費量に占める再生可能エネルギー比率	30%
従業員エンゲージメントスコア	80(※2)
（単体）管理職層に占める女性比率	7%
（単体）新規採用者に占めるキャリア採用比率	30%
全リスク領域に対するリスク管理活動フォロー率	100%
主要取引先に対するCSR調達ガイドラインに基づくSAQ実施率	100%
管理職に対する人権リスクに関する教育実施率	100%

(※1) 2022年度に設定したテーマに関して全件実施を意味する100%を目標としたが、2024年度において既に達成済み。

(※2) 2023年度に対象範囲を国内外グループ会社に拡大し、単体目標からグループ目標に変更。

米国における貿易政策、各種規制の変化に伴う影響や、ロシア・ウクライナ情勢、中東での軍事衝突の影響などにより、国際情勢は不透明な状態が続いておりますが、当社グループでは、各種施策を着実に実行し、企業価値の向上を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、なにとぞご理解のうえ、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご参考

光ファイバ・ケーブル事業における運営体制の刷新および新ブランド「Lightera」の始動

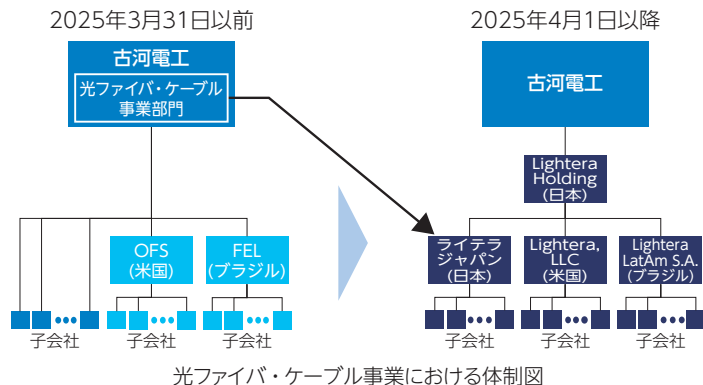
当社グループは、光ファイバ・ケーブル事業において運営体制の刷新を行い、2025年4月1日より新ブランド「Lightera」（ライテラ）のもとで始動いたしました。



これまで当社グループの光ファイバ・ケーブル事業は、日本、米国およびブラジルそれぞれの地域において、異なる事業特性と強みを生かし事業を展開してまいりました。しかし、外部環境の急速な変化に伴い社会や顧客の課題が多様化しており、対応力の更なる向上が必要となっております。

この状況において、新たに光ファイバ・ケーブル事業を統括する中間持株会社（Lightera Holding合同会社）を設立し、各地域における事業を統合いたしました。これにより、それぞれが持つ技術力とノウハウなどの強みを最大限に生かすとともに、統一された戦略のもとで効率的かつ迅速な意思決定による事業運営を行う体制を構築いたしました。

この新たな運営体制において、これまで注力してきた光ファイバ等の高機能化や、光接続ソリューション開発の更なる強化を進め、グローバル視点での市場主導型イノベーションを加速してまいります。さらに、データセンタ・AIやB5G関連の成長著しい市場においてプレゼンスを高めつつ、電力、センシング、医療、航空・防衛などの分野における市場の開拓にも積極的に取り組んでまいります。



2024年12月18日

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社では、取締役会の機能向上を図ることを目的として、取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえて問題点の改善や強みの強化に必要な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、2015年度から毎年、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

この度、2024年度の分析・評価が完了しましたので、以下のとおり、その概要を開示いたします。

本年度の分析・評価の方法

取締役・監査役の全員にアンケートを実施したうえで、その集計結果に基づき、社外役員会議および取締役会において、取締役会の実効性に関する議論を実施しました。

なお、集計結果のより深い理解を目的に、取締役・監査役全員を対象とした取締役会議長による個別インタビューを実施（取締役会議長に対しては幹事社外役員が実施）し、その結果を上記取締役会で共有しております。

アンケート項目

- I. 取締役会の役割・責務等
(総論／中長期的な経営計画／業務執行関連／リスクマネジメント・コンプライアンス、サステナビリティ関連／指名・報酬委員会関連)
- II. 取締役会の運営
- III. 社外役員の支援・連携に係る体制
- IV. 監査役役割・監査役に対する期待
- V. 株主その他のステークホルダーとの関係
- VI. その他（取締役会全般、個人評価）

評価結果の概要

当社取締役会は、前年度の実効性評価の結果を踏まえて実効性向上に向けた施策に取り組んでおり、当社グループ全体の持続的成長や中長期的な企業価値向上の観点から、取締役会全体として積極的で活発な議論および業務執行に対する監督も適切になされていること、また業務執行において社外役員の豊富な経験および高度な知見に基づく有益な提言・指摘等が反映されていることがあらためて確認でき、本年度においても、取締役会の実効性が確保されているものと分析・評価しております。

2023年度の取組み方針・評価結果、2024年度の取組み方針

2023年度		2024年度
取組み方針	評価結果	取組み方針
1. 2024年度の重要課題、特に注力する施策		
(1) 中期経営計画、事業ポートフォリオの見直し	▶ 事業ポートフォリオ変革について、実施状況の定期報告の継続、および中長期的に当社が目指す事業／製品群ポートフォリオの具体化に向けた取組み状況等を取締役会に報告し、施策の実行を後押しするべく議論を実施する。 ▶ 中期経営計画の進捗を踏まえ、財務目標達成に向けた具体的施策を取締役会に報告し、施策の実行を後押しするべく議論を実施する。	▶ 「ビジョン2030」の達成に向けた全社戦略、事業ポートフォリオマネジメントの実施状況、2030年に目指す事業／製品群ポートフォリオの具体化に向けた取組み状況等についての議論を実施する。 ▶ 上記議論を実施するための取締役会における議題計画を策定し、必要な審議時間を確保する。
(2) 取締役会の運営関連	▶ 取締役会での骨太議論の充実を図るほか、経営上の重要事項などについて自由闊達で忌憚のない議論・意見交換をする場を設ける。	▶ 引き続き、適宜意見交換・議論を行う場を設ける。併せて、取締役会メンバー以外の役職員も含めての交流や情報交換の機会を増やす。
2. その他、継続的に対応する課題・施策		
(1) 取締役会の構成、指名・報酬委員会関連	▶ 中長期的な課題として、取締役会の構成やスキルマトリクス等を指名・報酬委員会の議題に組み込み、議論を実施する。	▶ 指名・報酬委員会において、取締役会の構成やスキルマトリクス等の議論を実施し、取締役会においても審議事項について適宜説明が行われた。 ▶ 指名・報酬委員会の議論の深化に継続的に取り組む。
(2) リスクマネジメント関連	▶ 外部環境の変化に対応するために、リスク認識を継続的にアップデートする。 ▶ 重点分野のリスクが発現した場合に備えて対策を立案し、準備しておく。	▶ リスクマネジメント・コンプライアンス体制の整備が進んでいる。 ▶ リスクの想定とリスクに対する備えは常にアップデートが必要。 ▶ 地政学的リスクなど外部環境の変化に対応するために、引き続き、リスク認識をアップデートする。 ▶ 重点分野のリスク耐性を高めるため、リスクが発現した場合の対策を立案・準備する。
(3) サステナビリティ関連(ESG・SDGsを含む)	▶ パーパスの制定および従業員への周知・浸透活動、およびサステナビリティに関するその他の重要課題に関する議論を推進したうえで、取締役会に報告し、議論を実施する。	▶ パーパスの制定により、当社の理念体系が明確になった。 ▶ サステナビリティに関する議論が活発にされている。 ▶ サステナビリティ目標達成へ向けて経営戦略と更に一体化させるべき。 以下の項目について取締役会に報告し、議論を実施する。 ▶ サステナビリティに関する重要な分野について、具体的なマイルストーンを設定し、積極的に推進する。 ▶ サステナビリティに関する重要課題について、経営戦略と更に一体化させ事業運営に反映させる。

(5)設備投資の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の状況は次のとおりです。

セグメント名	主要な設備投資の内容	金額 (百万円)	前期比増減額 (百万円)
● インフラ	光半導体デバイス製造設備の増設や電力ケーブル敷設工事の能力増強など	11,266	1,509
● 電装エレクトロニクス	自動車部品事業子会社におけるワイヤハーネスの新工場建設など	13,490	△2,033
● 機能製品	半導体製造用テープや水冷モジュールの新工場建設など	8,891	△226
● サービス・開発等	—	1,610	△287
● 消去または全社	基幹業務システムの更新など	3,341	685
合 計	—	38,600	△352

(6)資金調達の状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。また、日本、中国およびタイにおいて、各国内の子会社・関連会社（日本国内においては当社も含む）を対象としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、資金活用の効率化と有利子負債の削減を図っております。

なお、当期末の連結有利子負債は前期末比269億円減の3,062億円となりました。

(7)主要な借入先(2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)みずほ銀行	69,699百万円
農林中央金庫	23,513百万円
(株)三菱UFJ銀行	22,979百万円
(株)横浜銀行	17,022百万円

(8) 主要な営業所および工場等ならびに重要な子会社の状況(2025年3月31日現在)

1 当社

本 社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	
区 分	名 称	所 在 地
営業所	北海道支社 東北支社 中部支社 関西支社 中国支社 九州支社	札幌市 仙台市 名古屋市 大阪市 広島市 福岡市
工 場	日光事業所 千葉事業所 横浜事業所 平塚事業所 三重事業所 銅箔事業部門	栃木県日光市 千葉県市原市 横浜市 神奈川県平塚市 三重県亀山市 栃木県日光市
研究所	サステナブルテクノロジー研究所 エレクトロニクス研究所 フォトンクス研究所 マテリアル研究所	横浜市（横浜事業所内） 神奈川県平塚市（平塚事業所内） 千葉県市原市（千葉事業所内） 栃木県日光市（日光事業所内）

2 国内子会社

会社名（本社/工場所在地）	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
古河電池(株) (横浜市/栃木県日光市、福島県いわき市)	1,640百万円	58.05%	電池（自動車用、産業用）の製造・販売
古河産業(株) (東京都港区)	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
岡野電線(株) (神奈川県大和市/同左)	489百万円	100%	光ファイバケーブル、光部品等の製造・販売
古河電工産業電線(株) (東京都荒川区/神奈川県平塚市)	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
古河電工パワーシステムズ(株) (横浜市/山形県長井市)	450百万円	100%	送変電機材、架空・地中配電機材等の製造・販売
(株)KANZACC (大阪市/福井県坂井市)	310百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の製造・販売
古河樹脂加工(株) (千葉市/同左)	300百万円	100%	プラスチック電線保護管等の製造・販売
(株)古河テクノマテリアル (神奈川県平塚市/同左)	300百万円	100%	防災製品等の製造・販売
古河日光発電(株) (栃木県日光市)	300百万円	100%	電力の発電・供給・販売ならびに電力の託送
古河ネットワークソリューション(株) (神奈川県平塚市/同左)	150百万円	100%	ネットワーク機器の製造・販売
古河 A S (株) (滋賀県犬上郡/同左、三重県亀山市)	100百万円	100%	自動車部品等の製造・販売
古河ファイテルオプティカルデバイス(株) (千葉県市原市/同左、茨城県那珂市)	100百万円	70.59%	光半導体製品の製造

会社名（本社/工場所在地）	資本金	出資比率	主要な事業内容
古河精密金属工業(株) (栃木県日光市/同左)	100百万円	100%	電子部品等の製造・販売
理研電線(株) (東京都中央区/千葉県市原市)	100百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
古河エレコム(株) (東京都千代田区)	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
古河マグネットワイヤ(株) (東京都千代田区/新潟市)	96百万円	100%	巻線、各種金属線の製造・販売
ミハル通信(株) (神奈川県鎌倉市/同左、神奈川県平塚市)	90百万円	100%	CATV関連機器、通信機器等の製造・販売

3 海外子会社

会社名（所在地）	資本金	出資比率	主要な事業内容
 OFS Fitel, LLC（米国）	362百万米ドル	100%	情報通信ソリューション事業
 Furukawa Electric LatAm S.A. (ブラジル)	149百万レアル	100%	情報通信ソリューション事業
 American Furukawa, Inc.（米国）	109百万米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
 瀋陽古河電纜有限公司（中国）	768百萬元	100%	電線等の製造・販売
 古河銅箔股份有限公司（台湾）	1,555百万 台湾ドル	100%	リチウムイオン電池用電解銅箔等の製造・販売
 台日古河銅箔股份有限公司（台湾）	1,475百万 台湾ドル	81.85%	回路用電解銅箔等の製造・販売
 Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）	3百万米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売
 Furukawa Precision (Thailand) Co., Ltd.（タイ）	169百万バーツ	100%	電子部品等の製造・販売
 Thai Furukawa Unicomm Engineering Co., Ltd.（タイ）	104百万バーツ	91.75%	情報通信、CATV等のエンジニアリング
 Furukawa Automotive Parts (Vietnam) Inc.（ベトナム）	18百万米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
 PT.Tembaga Mulia Semanan Tbk (インドネシア)	12百万米ドル	42.42%	銅線・アルミ線の製造・販売
 Trocellen GmbH（ドイツ）	8百万ユーロ	100%	発泡製品の製造・販売
 PT.Furukawa Indomobil Battery Manufacturing（インドネシア）	899,732百万 インドネシアルピア	51%	自動車用鉛蓄電池の製造

- (注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。
2. 当期における当社の連結子会社は116社、持分法適用の関連会社は10社です。
3. 古河電池(株)について、当社が保有する株式の全てを、同社に自己株式として譲渡することを決定しております。
4. 2025年4月1日付で、(株)KANZACCを消滅会社、古河電工業業電線(株)を存続会社とする吸収合併を実施し、同日付で古河電工業業電線(株)は古河電工業業電線(株)に会社名を変更しております。
なお、2025年10月1日付で、当社におけるメタル電線に係る開発、製造および販売に関する事業を古河電工業業電線(株)に承継する吸収分割を予定しております。また同日付で、理研電線(株)のメタル電線事業、および同社と岡野電線(株)がそれぞれ保有するメタル電線事業に係る子会社株式を古河電工業業電線(株)に承継する吸収分割を予定しております。
5. 2025年4月1日付で、当社の光ファイバ・ケーブル事業および光ファイバ・ケーブル関連事業に係る子会社株式を、当社の完全子会社として設立したライテラジャパン(株)に吸収分割により承継しております。また同日付で、ライテラジャパン(株)、OFS Fitel, LLC（以下、「OFS」という）および Furukawa Electric LatAm S.A.（以下、「FEL」という）の発行済株式（持分）の全部を、当社の完全子会社として設立した中間持株会社である Lightera Holding 合同会社に現物出資しております。さらに、同日付でOFSはLightera, LLCに、FELはLightera LatAm S.A.にそれぞれ会社名を変更しております。

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

セグメント名	当社グループの従業員数	当社の従業員数
● インフラ	9,127名	1,522名
● 電装エレクトロニクス	37,265名	515名
● 機能製品	2,425名	775名
● サービス・開発等	2,350名	1,621名
合 計	51,167名 (1,590名減)	4,433名 (98名増)

- (注) 1. 臨時従業員および当社グループ外への出向者は含んでおりません。
2. 上表中の () 内は、前期末比の増減です。
3. サービス・開発等セグメントの従業員数には、当社の本部部門など、全社共通の業務に従事する人員が含まれております。
4. 当社従業員における平均年齢は43.5才、平均勤続年数は19.1年です (臨時従業員および出向者は含んでおりません)。

ご参考 女性活躍推進に関する取組みの進捗について

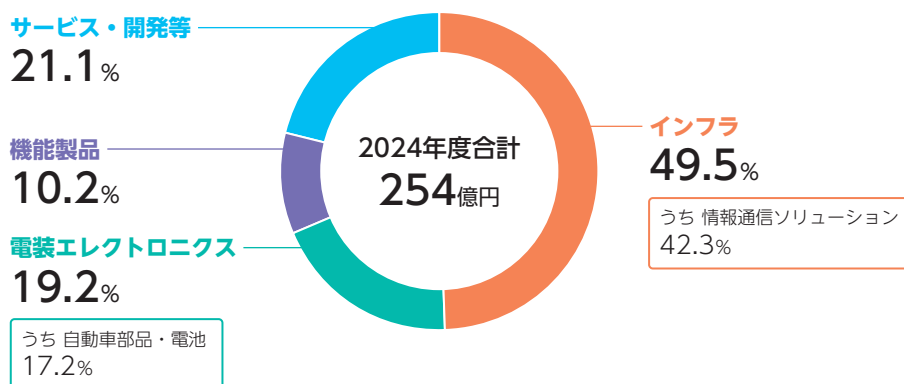
企業の成長の基盤として、特に意思決定層の多様性確保が重要と考えております。そのため、管理職層に占める女性比率を25中計におけるサステナビリティ指標とし、その2025年度における目標値7%の達成に向け、女性管理職登用に関する施策や仕事と育児・介護等との両立支援に関する施策等を実施しており、今後も一層取組みを推進してまいります。

	2022年度実績	2023年度実績	2024年度実績
管理職層に占める女性比率	4.8%	5.4%	5.4%
管理職候補女性比率	12.0%	13.8%	14.4%
従業員女性比率	12.1%	12.9%	13.2%

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の審査を受けております。また、米国での自動車部品カルテルによる損害賠償を求める集団訴訟において、当社または当社子会社が被告となっております。上記は、いずれも過去の行為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。

ご参考 当社グループのセグメント別研究開発投資比率



2. 当社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株 主 数
普通株式	250,000,000株	70,666,917株	51,423名

(2) 大株主の状況

大株主の氏名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,293,400株	17.41%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,004,150株	7.09%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,697,600株	2.40%
JPモルガン証券株式会社	1,524,557株	2.16%
朝日生命保険相互会社	1,365,050株	1.93%
株式会社みずほ銀行	1,206,873株	1.71%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,206,800株	1.71%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1,149,780株	1.63%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 朝日生命保険口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,050,000株	1.49%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	951,307株	1.35%

(注) 持株比率は自己株式 (50,872株) を控除して計算しております。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2016年6月27日開催の第194回定時株主総会決議に基づき、社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに対する業績連動型株式報酬制度 (2019年6月27日開催の第197回定時株主総会において、インセンティブ性を高めることを目的として一部改定。以下、「本制度」という) を導入しております。本制度のもと、当事業年度中に取締役 (社外取締役を除く) 1名に対し普通株式4,200株を交付いたしました。

(注) 本制度につきましては、「3. 当社役員に関する事項 (3) 当事業年度に係る役員等の報酬等」に記載しております。

当社の政策保有株式に関する方針、政策保有株式の縮減状況および保有状況は以下のとおりです。

■政策保有株式に関する方針

当社は、政策保有株式について、資本効率の向上や当社の事業活動における必要性等の観点から保有意義があると判断した株式を保有し、保有に適さないと判断した株式については縮減を図るものとする。また、毎年、取締役会において、政策保有株式のうち全ての上場株式について、保有の適否について検証を実施する。検証においては、株式の保有に基づき得られる定量的な便益と当該株式の時価および資本コストにより算出される保有コストとの比較のほか、事業機会の創出、取引関係および事業における協力関係の維持・強化等も含めた総合的な観点から行うものとする。

※当社では、「政策保有株式」を有価証券報告書における「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の対象となる株式とする。

■政策保有株式の縮減状況

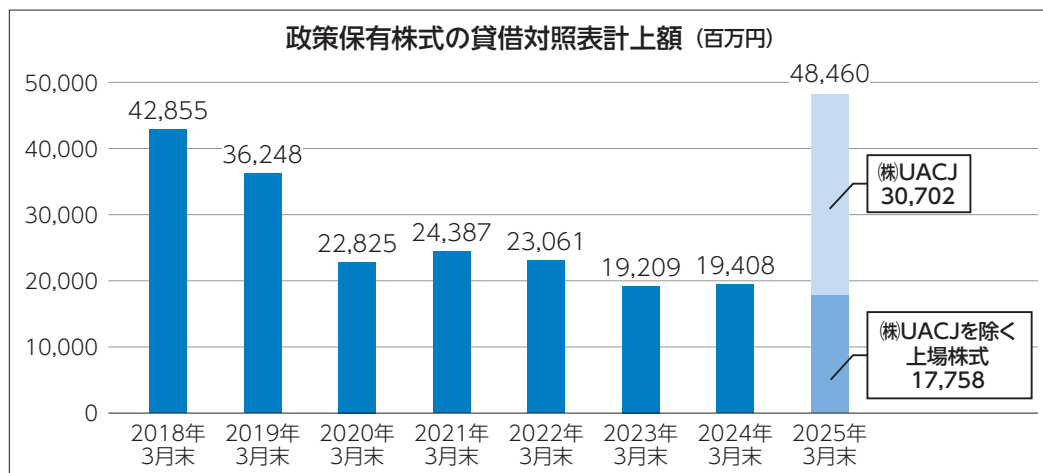
当社は「政策保有株式に関する方針」に基づき、毎年の取締役会において、政策保有株式の保有の適否を検証し、保有に適さないと判断した株式については縮減を図っております。

なお、当期においては、2024年12月開催の取締役会で各政策保有株式における保有の適否を検証しました。また、当期に売却した上場株式は6銘柄（1,646百万円）です。

■政策保有株式の保有状況

2025年3月末時点で、当社は政策保有株式のうち上場株式を16銘柄（48,460百万円）保有しております。

なお、当期において、持分法適用関連会社であった(株)UACJの一部株式を売却したことにより、同社株式を政策保有株式として計上することとなりました。その後、同社株式の一部を更に売却したものの、2025年3月末時点における政策保有株式の貸借対照表計上額は2024年3月末比で29,052百万円増加しました。



当社は、引き続き政策保有株式の縮減を進め、資本効率性を意識した経営管理の推進に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

3. 当社役員に関する事項(2025年3月31日現在)

(1)取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
小 林 敬 一	取締役会長	(株)NTTデータ社外取締役 JFEホールディングス(株)社外取締役
森 平 英 也	代表取締役社長	
塚 本 隆 史	社外取締役 (非常勤)	(株)みずほフィナンシャルグループ特別顧問 朝日生命保険(株)社外取締役 イオン(株)社外取締役 (株)インターネットイニシアティブ社外取締役
御代川 善 朗	社外取締役 (非常勤)	
藪 ゆき子	社外取締役 (非常勤)	イビデン(株)社外取締役 (監査等委員)
斎 藤 保	社外取締役 (非常勤)	(株)IHI特別顧問 沖電気工業(株)社外取締役 鹿島建設(株)社外取締役 (国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長
星 野 岳 穂	社外取締役 (非常勤)	国立大学法人東京大学大学院特任教授
宮 本 聡	取締役兼執行役員専務 (戦略本部長)	
枘 谷 義 雄	取締役兼執行役員常務 (営業統括本部長)	
柳 登志夫	取締役兼執行役員 (リスクマネジメント本部長)	
青 島 弘 治	取締役兼執行役員 (財務本部長)	
天 野 望	監査役 (常勤)	
寺 内 雅 生	監査役 (常勤)	
荻 原 弘 之	監査役 (常勤)	旭精機工業(株)社外取締役
酒 井 邦 彦	社外監査役 (非常勤)	TMI総合法律事務所顧問弁護士 本田技研工業(株)社外取締役
住 田 清 芽	社外監査役 (非常勤)	(株)アドバンテスト社外取締役 (監査等委員) (株)日本取引所グループ社外取締役
塩 見 崇 夫	社外監査役 (非常勤)	

- (注) 1. 取締役星野岳穂氏および青島弘治氏は、2024年6月26日開催の第202回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役塚本隆史氏、御代川善朗氏、藪ゆき子氏、斎藤保氏および星野岳穂氏ならびに監査役酒井邦彦氏、住田清芽氏および塩見崇夫氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。
- ・監査役天野望氏は、当社において税務および会計業務に従事した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役荻原弘之氏は、当社グループにおいて財務部門担当役員を務めた経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役住田清芽氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役塩見崇夫氏は、大手総合商社において金融部門の要職を務めた経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 斎藤保氏が理事長を務める (国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構と当社との間には、研究開発に関する取引等があります。

5. 当社は塚本隆史氏が社外取締役を務める朝日生命保険(株)に対して同社の基金総額の3.92%に相当する金額を拠出しており、また、同社は当社発行済株式総数の3.42%（同社が退職給付信託として設定した株式を含む）を保有しております。また、同氏が社外取締役を務める(株)インターネットイニシアティブと当社との間には、当社が同社からネットワーク関連部材を購入する取引等があります。
- 斎藤保氏が社外取締役を務める沖電気工業(株)と当社との間には、当社が同社から情報通信関連部材を購入する取引等があります。また、同氏が社外取締役を務める鹿島建設(株)と当社との間には、当社工場の建築工事に関する取引等があります。
- 酒井邦彦氏が顧問弁護士を務めるTMI総合法律事務所と当社との間には、法律相談に関する一時的な取引があります。なお、同取引は顧問契約等の継続的な取引ではないうえ、同氏は同取引に一切関与していません。また、同氏が社外取締役を務める本田技研工業(株)と当社との間には、当社が同社に対して自動車部品の販売を行う取引等があります。
- 住田清芽氏が社外取締役（監査等委員）を務める(株)アドバンテストと当社との間には、当社が同社に対して情報通信関連製品の販売を行う取引等があります。
6. 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。
7. 補償契約の内容の概要等
- 当社は、取締役小林敬一氏、森平英也氏、塚本隆史氏、御代川善朗氏、飯ゆき子氏、斎藤保氏、星野岳穂氏、宮本聡氏、枘谷義雄氏、柳登志夫氏および青島弘治氏ならびに監査役天野望氏、寺内雅生氏、荻原弘之氏、酒井邦彦氏、住田清芽氏および塩見崇夫氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。
- 当該補償契約では、同条同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約では、役員の職務執行に関して悪意・重過失があったことが判明した場合には補償を受けた費用の返還請求ができることなど、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 当社は、取締役、監査役および執行役員等（1994年3月31日以降に退任した者を含む）ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。
- 当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務執行に関し行った行為（不作為を含む）に起因する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

ご参考

2025年4月1日現在の取締役および監査役、執行役員、シニア・フェロー^(注)の地位および担当は次のとおりです。

氏 名	地位および担当
小 林 敬 一	取締役会長
森 平 英 也	代表取締役社長
塚 本 隆 史	社外取締役（非常勤）
御代川 善 朗	社外取締役（非常勤）
藪 ゆき子	社外取締役（非常勤）
斎 藤 保	社外取締役（非常勤）
星 野 岳 穂	社外取締役（非常勤）
宮 本 聡	取締役兼執行役員専務（戦略本部長）
枘 谷 義 雄	取締役兼執行役員常務（営業統括本部長）
青 島 弘 治	取締役兼執行役員常務（財務本部長）
柳 登志夫	取締役兼執行役員（リスクマネジメント本部長）
天 野 望	監査役（常勤）
寺 内 雅 生	監査役（常勤）
荻 原 弘 之	監査役（常勤）
酒 井 邦 彦	社外監査役（非常勤）
住 田 清 芽	社外監査役（非常勤）
塩 見 崇 夫	社外監査役（非常勤）
大 野 良 次	執行役員専務（機能製品統括部門長兼ファイテル製品事業部門管掌）
Foad Shaikhzadeh	執行役員常務（Lightera Chairman&CEO）
太 田 寿 彦	執行役員常務（情報通信ソリューション統括部門長）
山 本 尚 志	執行役員常務（電装エレクトロニクス材料統括部門長）
内 田 輝 義	執行役員常務（自動車部品事業部門長）
西 村 英 一	執行役員常務（エネルギーインフラ統括部門長）
Gyula Besztercey	執行役員（Furukawa Electric Institute of Technology Ltd.（ハンガリー） Director兼研究開発本部副本部長）
福 島 徹	執行役員（研究開発本部副本部長）
浦 上 敬一郎	執行役員（営業統括本部中部支社長）
増 田 真 美	執行役員（戦略本部サステナビリティ推進室長兼同本部広報部長）
阪 和 憲	執行役員（営業統括本部関西支社長）
藤 崎 晃	執行役員（研究開発本部長）
花 谷 健	執行役員（㈱古河テクノマテリアル代表取締役社長）
矢 野 正 三	執行役員（機能製品統括部門AT・機能樹脂事業部門長）
杉 井 貴 明	執行役員（戦略本部副本部長）
川 野 浩 二	執行役員（営業統括本部セールス統括部長兼同本部東北支社長）
澤 本 幸 利	執行役員（Furukawa (Thailand) Co.,Ltd.（タイ） Managing Director）
浅 尾 真 史	執行役員（光ソリューション事業部門長）
小神野 毅	執行役員（ファイテル製品事業部門長）
中 嶋 章 文	執行役員（ものづくり改革本部長）
西 村 啓 一	執行役員（自動車部品事業部門副事業部門長）
滝 田 博 子	執行役員（財務本部IR部長）
坂 本 健太郎	執行役員（古河AS㈱代表取締役社長）
徳 田 繁	執行役員（古河電工メタルケーブル㈱代表取締役社長）
Holly Hulse	執行役員（Lightera President&COO）
大久保 典 雄	シニア・フェロー（研究開発本部知的財産部長）
大 橋 弘 美	シニア・フェロー（情報通信ソリューション統括部門次世代フォトニクス事業創造プロジェクトチーム副チーム長）
奈 良 一 孝	シニア・フェロー（営業統括本部ソーシャルデザイン統括部長）
小 口 聖	シニア・フェロー（戦略本部経営企画部事業開発室長）

(注) シニア・フェローとは、国際的に通用する高度な専門知識により、当該専門領域における創造的で斬新なビジョン・中長期の方向性を提案するとともに、その専門性の伝承および後進の育成を行う人材として認定された、執行役員と同等待遇の専門職のことです。

(2) 社外役員に関する事項

1) 社外役員の主な活動状況

1 社外取締役

氏 名	取締役会出席状況 (出席率)	発言の状況／果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
塚 本 隆 史	16回中15回 (93.8%)	金融機関の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、事業戦略、グループ企業管理、財務政策およびインベスター・リレーションズなどに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は幹事社外役員として社外役員会議 ^(注1) の議長を務めるほか、指名・報酬委員会の委員長としても活動しております。
御代川 善 朗	16回中16回 (100%)	大手製薬会社の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、コーポレートガバナンス、事業戦略および人材育成などに関する議題を中心に、当社グループ全体のガバナンス向上に向け活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
籾 ゆき子	16回中16回 (100%)	複数の上場企業での社外役員としての経験および大手電機メーカーでのマーケティング・製品開発の分野における豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、事業戦略、マーケティングおよびダイバーシティなどに関する議題を中心に、幅広い視点から活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
斎 藤 保	16回中16回 (100%)	大手重工業メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、事業戦略、モノづくりおよび財務政策などに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
星 野 岳 穂	12回中12回 ^(注2) (100%)	経済産業省における産業政策分野での豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、研究開発などに関する議題を中心に、経済政策や市場動向を踏まえて活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。

- (注) 1. 当社は、社外役員間での客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図り、またこれらにより形成・共有した意見を必要に応じて取締役会に報告することを目的に社外役員会議を定期的に開催しており、当事業年度においては4回開催いたしました。
2. 社外取締役の星野岳穂氏は、第202回定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の社外取締役と異なります。

2 社外監査役

氏 名	出席状況		発言の状況
	取締役会 (出席率)	監査役会 (出席率)	
酒 井 邦 彦	16回中16回 (100%)	11回中11回 (100%)	司法分野での永年の経験を通じて培われた企業法務などに関する豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、各国の法的規制やコーポレートガバナンスなどに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、コンプライアンスの観点からの確認や提言、会計監査人の監査および四半期レビューの計画・結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。
住 田 清 芽	16回中16回 (100%)	11回中11回 (100%)	公認会計士としての経験を通じて培われた会計および財務に関する豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、グループ企業管理や財務・会計などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、開示の充実・促進等に関する提言や、会計監査人の監査および四半期レビューの計画・結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。
塩 見 崇 夫	16回中16回 (100%)	11回中11回 (100%)	大手総合商社や金融、メーカーでの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、グループ企業管理などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、グループガバナンスの強化に関する提言や、会計監査人の監査および四半期レビューの計画・結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。

2) 当事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

該当する事実はありません。

(3) 当事業年度に係る役員等の報酬等

1 役員報酬等の決定に関する方針の概要

当社は、取締役会の決議により、役員等の個人別の報酬等の決定方針（以下、「決定方針」という）を定めており、その概要は次のとおりです。なお、指名・報酬委員会では、社外の専門機関が行う調査を用い当社と同等規模の製造業約30社と比較することで、役員報酬の制度設計や水準等の妥当性、有効性ならびに適切性を毎年確認しております。

● 基本方針

役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能ならしめる内容のものとする。

● 報酬項目毎の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬は、基本報酬、短期業績連動報酬（個別）、短期業績連動報酬（全社）、ESG連動報酬および中長期業績連動報酬で構成され、報酬項目毎の報酬の決定方針は次のとおりです。

報酬項目	概要	支給対象			
		社外取締役を除く 取締役	社外取締役	取締役以外の 執行役員、 シニア・フェロー	監査役
基本報酬	経営の監督と業務執行といった役割の違いや役位に応じて決定した固定額を、毎月金銭で支給します。	●	●	●	●
短期業績連動報酬（個別）	指名・報酬委員会において、前事業年度における担当部門の投下資本付加価値額やその改善に資する業績評価指標（戦略KPI）などの事業計画達成度や施策の状況等を総合的に評価したうえで決定した額を、毎月金銭で支給します。	●	—	●	—
短期業績連動報酬（全社）	指名・報酬委員会が決定した連結営業利益を評価基準として確定した報酬額を、年一回金銭で支給します。	●	—	●	—
ESG連動報酬	当社グループが対処すべき経営上の重要課題（マテリアリティ）におけるサステナビリティ目標の達成状況を評価したうえで決定した額を、毎月金銭で支給します。	●	—	●	—
中長期業績連動報酬	当社が拠出する金員を原資として信託を通じて取得された当社株式等を支給する株式報酬制度です。	●	—	●	—

● 報酬項目毎の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

各報酬項目の支給割合については、上位の役位の者ほど報酬総額に占める業績を反映した報酬の割合が高くなるよう設計しております。

● 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社では、決定方針に基づき、取締役等が受ける報酬等に関する制度および個人別の報酬等の内容について、取締役会は指名・報酬委員会に審議・決定することを委任しております。

2 取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項等

取締役会は、客観性・公平性・透明性を担保する観点から、個人別の役員報酬等の内容の決定を含む以下の審議事項のうち（2）の事項に関する権限を、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会に委任しております。

【指名・報酬委員会の審議事項】

- (1) 取締役会の諮問に基づき審議・答申する事項
 - ① 株主総会に提出する取締役、監査役の選任・解任に関する議案の内容
 - ② 代表取締役、取締役会長、取締役社長の選定・解職
 - ③ 執行役員の選任・解任
 - ④ 役付執行役員（執行役員副社長、執行役員専務、執行役員常務）の選定・解職
 - ⑤ 取締役、執行役員の報酬等に関する方針
- (2) 取締役会の委任に基づき審議・決定する事項
 - ① 取締役、執行役員の評価
 - ② (1)⑤の答申を得て取締役会が決定した方針に基づく取締役、執行役員の報酬等に関する制度
 - ③ (1)⑤の答申を得て取締役会が決定した方針に基づく取締役、執行役員の個人別の報酬等の内容
 - ④ 株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容
 - ⑤ 関係会社代表者の報酬等に関するガイドライン
 - ⑥ 取締役、執行役員の任期上限および退任後の取扱いに関する方針
 - ⑦ 特別顧問・名誉顧問の選任・解任、報酬に関する案の内容
 - ⑧ 経営陣のサクセッションプランの内容
- (3) 取締役、監査役、執行役員のトレーニングの内容および方針についての審議・決定

同委員会は7人の委員で構成され、うち委員長を含む5名の委員が社外取締役となっております。

当事業年度の取締役等の個人別の報酬等の内容を決定した日（2024年6月26日）における同委員会の構成は、次のとおりです。

氏 名	地位および担当
塚 本 隆 史	社外取締役（委員長）
御代川 善 朗	社外取締役
藪 ゆ き 子	社外取締役
斎 藤 保	社外取締役
星 野 岳 穂	社外取締役
小 林 敬 一	取締役会長
森 平 英 也	代表取締役社長

当事業年度における取締役等の報酬等の額の決定過程における取締役会および指名・報酬委員会の活動状況は、次のとおりです。

開催年月日・機関	活動の概要
2024年6月6日開催 指名・報酬委員会	前事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の役員業績の審議・評価
2024年6月26日開催 取締役会	取締役等の個人別の報酬額等の内容の決定を指名・報酬委員会に委任する旨の決議
2024年6月26日開催 指名・報酬委員会	当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の取締役等の個人別の報酬額等の内容の決定

なお、取締役会は指名・報酬委員会から、同委員会で決定した取締役等の個人別の報酬等の内容および決定方法が決定方針に沿う旨の報告を受けており、当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

3 業績連動報酬等の算定の基礎として選定した業績指標の内容等および当該報酬等の額の算定方法

当社の報酬制度において、短期業績連動報酬（全社）、ESG連動報酬および中長期業績連動報酬が業績連動報酬等に該当いたします。

● 短期業績連動報酬（全社）

当社の当該年度の業績を適切かつ明確に反映するために連結営業利益を指標として選定しており、評価基準である連結営業利益と役員毎の支給額との対応表は以下のとおりです。なお、指名・報酬委員会において、過去数年間の連結営業利益を勘案したうえ、適正な水準となるよう定期的に確認・見直しを実施しております。

（単位：千円／年）

役位	連結営業利益						
	650～ (億円)	550～650 (億円)	450～550 (億円)	350～450 (億円)	250～350 (億円)	150～250 (億円)	～150 (億円)
会長	15,100	12,458	9,815	7,550	6,040	3,775	－
社長	29,600	24,420	19,240	14,800	11,840	7,400	－
副社長	18,000	14,850	11,700	9,000	7,200	4,500	－
専務	14,100	11,633	9,165	7,050	5,640	3,525	－
常務	8,200	6,765	5,330	4,100	3,280	2,050	－
執行役員、シニア・フェロー	4,200	3,465	2,730	2,100	1,680	1,050	－

● ESG連動報酬

サステナビリティ目標達成に向けた適切なインセンティブとして機能する仕組みとするため、サステナビリティ指標を指標として選定しております。指名・報酬委員会において、サステナビリティ指標における目標の達成状況を評価したうえで支給の可否を判断しており、役位毎の支給額との対応表は以下のとおりです。なお、ESG連動報酬として採用する目標については、指名・報酬委員会で定期的に確認・見直しを実施しております。

(単位：千円／年)

役位	金額
会長	2,200
社長	2,200
副社長（取締役兼務）	1,400
副社長	1,200
専務（取締役兼務）	1,200
専務	1,000
常務（取締役兼務）	900
常務	800
執行役員（取締役兼務）	600
執行役員、シニア・フェロー	600

● 中長期業績連動報酬

企業価値向上を報酬額に適切に反映するとともに、企業価値向上へのインセンティブを株主と共有するために、当社株価を指標として選定しております。本報酬においては、3事業年度毎の期間を1単位対象期間とし、当社は、支給対象者への報酬として、対象期間毎に450百万円を上限とする金員を信託へ拠出します。支給対象者は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じてあらかじめ定められた数のポイントを毎年付与されます。各対象期間の終了後に、対象期間中の当社株価変動率とTOPIX（東証株価指数）変動率の比較基準に従い、一定の場合にはポイント数の調整がなされたうえで、当社株式等の支給を受けることができるポイントとして確定します（具体的な付与ポイントは、評価期間中の当社株価の変動率とTOPIXの変動率との乖離度により決定した支給率を、各評価期間中に付与されたポイントの累計に乗じて算定しております）。支給対象者は、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた当社株式等の支給を信託から受けます。

■ 役位毎の付与ポイント表（2022年4月1日～2025年3月31日）

対象期間毎に支給対象者に付与される総ポイント数は180,000ポイントを上限とし、1ポイント当たり当社普通株式1株に対応します。

役位	付与ポイント	上限となる株式数（対象期間あたり）
会長	7,640	29,796
社長	9,340	36,426
副社長（取締役兼務）	4,800	18,720
副社長	3,930	15,327
専務（取締役兼務）	3,930	15,327
専務	3,060	11,934
常務（取締役兼務）	2,190	8,541
常務	1,310	5,109
執行役員（取締役兼務）	1,310	5,109
執行役員、シニア・フェロー	660	2,574

■乖離度の算定式

乖離度 = 当社株価変動率 / TOPIX変動率

当社株価変動率 = 評価期間最終年度中の当社株価平均値

／評価期間開始直前年度中の当社株価平均値

TOPIX変動率 = 評価期間最終年度中のTOPIX平均値

／評価期間開始直前年度中のTOPIX平均値

■乖離度ごとの支給率対応表

乖離度（範囲）	支給率（％）
1.3以上	130
1.2以上1.3未満	120
1.1以上1.2未満	110
0.95以上1.1未満	100
0.85以上0.95未満	90
0.75以上0.85未満	80
0.65以上0.75未満	70
0.55以上0.65未満	60
0.2以上0.55未満	50
0.2未満	0

■評価期間の各自のポイント確定の算定式

確定ポイント = (各自が評価期間中に付与されたポイントの累計) × (評価期間の支給率)

なお、「支給率」は、中長期業績連動報酬における標準報酬水準額を100%とした場合に、業績連動評価により実際の報酬額が変動する割合を示します。

支給対象者は退任時に、中長期業績連動報酬として、下記算定式に基づいた当社株式および金銭の支給を信託から受けます。

●給付する当社株式の数

= (権利確定日時点の累積ポイント数 × 支給率 - 単元未満ポイント数) × 0.7

- ・上記の式により算定された給付する当社株式の数に、単元未満株式が生じる場合、これを切り捨ててのものとします。

●給付する金銭の額

= (単元ポイント数 × 0.3 + 単元未満ポイント数) × 権利確定日における当社株式の時価

- ・「単元ポイント数」は、(権利確定日時点の累積ポイント数 × 支給率 - 単元未満ポイント数) とします。
- ・「単元ポイント数 × 0.3」に単元未満ポイントが生じる場合、単元数にこれを切り上げて算定するものとします。
- ・権利確定日は、支給対象者が退任した後、かつポイント付与の対象となる最後の事業年度の終了後、最初に到来する6月の末日とします。

4 役員等の報酬等に関する株主総会決議

〔取締役等〕

株主総会決議年月日	決議の内容の概要	決議に係る取締役等の員数	現行制度で該当する報酬項目
第184回定時株主総会 (2006年6月29日開催)	取締役の報酬額は、年額600百万円以内としております。なお、同限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。	11名	基本報酬 短期業績連動報酬(個別) 短期業績連動報酬(全社) ESG連動報酬
第197回定時株主総会 (2019年6月27日開催)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに対する業績連動型株式報酬制度に基づき設定される信託に追加拠出することができる金額の上限を、3事業年度毎に450百万円としております。	26名 (取締役7名、 執行役員17名、 シニア・フェ ロー2名)	中長期業績連動報酬

- (注) 1. 各取締役等の報酬額の決定は、取締役会から指名・報酬委員会に委任されております。
2. 上表の決議に係る取締役等の員数は、当該定時株主総会終結時の員数を記載しております。

〔監査役〕

株主総会決議年月日	決議の内容の概要	決議に係る監査役の員数
第192回定時株主総会 (2014年6月25日開催)	監査役の報酬額を年額130百万円以内としております。各監査役の報酬額は監査役の協議により定めるものとしております。	6名

- (注) 上表の決議に係る監査役の員数は、当該定時株主総会終結時の員数を記載しております。

5 当事業年度に係る役員の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額					対象となる役員の員数
		基本報酬	短期業績連動報酬(個別)	短期業績連動報酬(全社)	ESG連動報酬	中長期業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	359百万円	226百万円	19百万円	—	5百万円	108百万円	7名
監査役 (社外監査役を除く)	91百万円	91百万円	—	—	—	—	3名
社外役員	108百万円	108百万円	—	—	—	—	9名
うち社外取締役	72百万円	72百万円	—	—	—	—	6名
うち社外監査役	36百万円	36百万円	—	—	—	—	3名

- (注) 1. 上表の員数および金額には、2024年6月26日開催の第202回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名およびこれらの者に対する報酬等の額を含んでおります。
2. 短期業績連動報酬(全社)には、2024年6月に金額が確定した2023年度分の業務執行に対する対価としての支給額を記載しております。なお、当事業年度分については、本事業報告作成時点において金額が未定であるため、上表の金額には含まれておりません。
3. 中長期業績連動報酬には、株式報酬制度のもと当事業年度分として付与されたポイントに相当する株式数を、当事業年度の報酬とみなして計上した額を記載しております。
4. 短期業績連動報酬(全社)は、業績連動報酬等に該当いたします。本報酬では、当社の当該年度の業績を適切かつ明確に反映するために、連結営業利益を指標として選定しております。なお、2023年度における当社連結営業利益は11,171百万円です。
5. ESG連動報酬(2024年7月より支給開始)は、業績連動報酬等に該当いたします。本報酬では、サステナビリティ目標達成に向けた適切なインセンティブとして機能する仕組みとするため、サステナビリティ指標を指標として選定しております。指名・報酬委員会において、サステナビリティ指標における目標の達成状況を評価したうえで支給の可否を判断しており、当事業年度における支給については、温室効果ガス排出量削減率(スコープ1、2)(2017年度基準)21.2%を目標値としていたところ、同排出量削減率の実績(2023年度)は45.4%となりました。
6. 中長期業績連動報酬は、業績連動報酬等および非金銭報酬等に該当いたします。本報酬では、企業価値向上を報酬額に適切に反映するとともに、企業価値向上へのインセンティブを株主と共有するために、当社株価を指標として選定しております。なお、乖離度の実績(2024年度の数値で計算した実績値)は1.35です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	250百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	250百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	152百万円

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Furukawa Electric LatAm S.A.（ブラジル）ほか7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(注) Furukawa Electric LatAm S.A.は、2025年4月1日付でLightera LatAm S.A.に会社名を変更しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人による監査計画の概要説明の中で、見積監査時間および監査報酬額についても説明を受け、見積監査時間や見積監査報酬単価の妥当性や適切性などを確認した結果、高品質な監査を可能とする十分な監査時間が確保できており、監査報酬額もその単価水準、前期の報酬額との比較等から合理的かつ適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、監査役会は、以下のとおり定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないなど会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために妥当であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断したときには、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

1 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「古河電工グループ パーパス」「Core Values」「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、リスクマネジメント委員会、リスクマネジメント本部を中心に、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ② コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各事業部門長等をコンプライアンス責任者とし、主要部門においては、部門リスク管理推進者を置き、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。
- ③ カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける等、監視を徹底する。
- ④ コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、リスクマネジメント本部リスク管理部および関係部門が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
- ⑤ 監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては「古河電工グループCSR行動規範」第7項の4で示した基本的な考え方（毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する）に基づき、リスクマネジメント本部総務部を統轄部署として徹底した対応を行う。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ② 取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性和保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

3 当社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。
- ② 各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を定期的に取り締り報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、効果的なリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。
- ④ リスクマネジメント委員会は、各種のリスクのうち、品質管理、安全、環境、防災・事業継続マネジメントなどにつき特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

4 財務報告の適正性を確保するための体制

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備・評価』に関する基本方針」(J-SOX基本方針)を定めるとともに、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

5 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門長等は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
- ② 取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、各事業部門長等の職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。
- ③ 部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しが行なわれる仕組みを構築する。

6 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、子会社に対し経営状況を把握するために必要となる情報の定期報告を求め、経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ② 中期経営計画および単年度予算において、子会社の達成すべき経営目標を具体的に定め、管理責任者は、その達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」において当社グループにおけるリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、リスクマネジメント委員会において、当社グループの事業運営上のリスクを把握し、その管理方法の妥当性について検証する。
- ④ 「古河電工グループ パーパス」「Core Values」「古河電工グループCSR行動規範」に基づき、「コンプライアンスに関する規程」において子会社に対しコンプライアンス責任者の設置を義務づける。また、リスクマネジメント本部が中心となり、子会社に対し、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う。
- ⑤ 主要な子会社へは、非常勤役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

7 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。

8 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。
- ② 補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

9 当社および子会社の取締役または使用人による当社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。
- ② 当社および子会社の内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が適宜監査役へ報告する。
- ③ 取締役および各部門長は、当社および子会社において、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。
- ④ 監査役は、当社および子会社の取締役および使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への前号の報告を行った当社および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことについて、「古河電工グループCSR行動規範」および「コンプライアンスに関する規程」に定める。

11 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12 その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ② 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ③ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ④ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

(注) 当社は、本年6月25日開催予定の第203回定時株主総会における「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、本定時株主総会終了後に開催予定の取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針の改正を行う予定です。

(2) 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要

1 コンプライアンスおよびリスク管理に関する事項

- ① 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を、当該事業年度において2回開催しました。同委員会では、当社グループにおけるマネジメントレベルでのリスクを認識し、各リスクの管理活動計画と活動実績のモニタリングにより統制の拡大と深化を図ること、ならびに問題事例の共有、内部通報制度の運用、教育の実施により、コンプライアンスの維持確保を図ることなどを審議・決定しています。また同委員会の活動状況は、取締役会に報告されています。
- ② リスクマネジメント委員会の特別委員会である古河電工グループ品質管理委員会を当該事業年度において2回開催しました。同委員会は、重大な品質トラブルの発生や顧客クレーム等に関する情報を収集し、必要に応じて、各部門および関係会社に対し、品質管理の改善策を指示しています。また、製品検査や公的規格等に関する調査を実施しました。
- ③ 当該事業年度においては、当社および国内外の関係会社において、競争法遵守、贈収賄防止、差別・ハラスメント防止に関するEラーニングを実施しました。その他、内部通報された事項に対しては、必要に応じて外部専門家と相談のうえ、適宜対応しています。
- ④ 内部監査部門である監査部による各部門に対する業務監査の結果は、被監査部門長へ報告されるとともに、その概要は、取締役会に報告されています。

2 取締役の業務執行における効率性確保に関する事項

- ① 当該事業年度においては、16回の取締役会を開催しました。取締役会においては、重要な業務執行の決定や、中期経営計画の進捗ならびに年度予算などの経営目標の達成状況を確認するとともに、コーポレートガバナンスなどの経営に関する基本事項について審議を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

- ② 業務執行の成果を業務執行取締役や執行役員の報酬へより適正に反映させるため、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会の決定に基づき、株式報酬制度の導入を含め報酬総額に占める業績連動報酬の割合を増やすような役員報酬体系を整備し運用しています。

3 財務報告の適正性に関する事項

「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX基本方針)に基づき実施した内部統制の整備状況に関する評価結果は取締役会に報告されるとともに、内部統制報告書の提出に際しては取締役会の承認を得ています。

4 企業集団における業務の適正に関する事項

- ① 子会社毎に年度予算を設定し管理しているほか、子会社の経営等に関し重要なものとして当社付議基準で定める事項は、当社取締役会、経営会議等において審議しています。その他、主に海外子会社を対象として、人事労務・経理・IT関連の経営基盤整備の支援を行っています。
- ② 国内において、関係会社コンプライアンス総括会議を開催し、内部統制に関する重要事項について活動状況の情報共有を行いました。また、国内外の関係会社に対するコンプライアンス問題事例集の配付に加え、中国の関係会社向けに競争法遵守、贈収賄防止、労務問題などコンプライアンスに関するセミナーを当社主催で開催するなど、当社グループの内部統制強化を図っています。
- ③ 関係会社における内部通報制度の導入および整備を進めています。
- ④ 子会社の規模や重要性を勘案して当社役職員を当該子会社の取締役や監査役として派遣し、業務執行の監督を行っています。

5 監査の実効性確保に関する事項

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議、リスクマネジメント委員会、サステナビリティ委員会その他の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画および監査結果を取締役に報告しています。また、監査役は、当社の内部監査部門等および国内関係会社の監査役などとの連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図っているほか、国内外の関係会社への往査(web会議システムを利用したリモート監査を含む)を実施しています。
- ② 当該事業年度においては、11回の監査役会を開催し、監査役間の意見交換・情報共有を行いました。
- ③ 監査役会は、会計監査人より監査計画の説明を受け、重要な監査項目、監査上の主要な検討事項などについて協議しました。また、監査役会は、半期および通期の決算について会計監査人より期中レビューの結果および当該事業年度の監査結果、監査の品質管理体制について報告を受けるとともに意見交換等を行いました。その他、必要に応じて監査進捗状況の報告も受けています。
- ④ 監査役の要請に基づき、監査役補助使用人を2名配置しています。

以 上

(注) 本報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第203期 (2025年3月31日現在)	第202期 (ご参考) (2024年3月31日現在)	科 目	第203期 (2025年3月31日現在)	第202期 (ご参考) (2024年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	556,437	517,767	流動負債	394,461	400,894
現金及び預金	59,967	48,895	支払手形及び買掛金	136,673	128,780
受取手形、売掛金及び契約資産	260,565	245,712	短期借入金	153,296	137,371
有価証券	6,813	4,747	コマーシャル・ペーパー	1,500	35,500
商品及び製品	76,450	73,088	未払法人税等	13,322	4,451
仕掛品	48,660	43,899	製品補償引当金	5,354	5,264
原材料及び貯蔵品	69,930	66,659	その他	84,313	89,526
その他	35,300	35,974	固定負債	219,219	225,867
貸倒引当金	△1,251	△1,210	社債	40,000	40,000
固定資産	430,578	467,240	長期借入金	111,354	120,168
有形固定資産	277,017	278,640	製品補償引当金	4,338	163
建物及び構築物	269,894	263,129	環境対策引当金	9,105	9,224
機械装置及び運搬具	529,647	517,262	退職給付に係る負債	31,559	29,239
工具、器具及び備品	81,229	80,522	リース債務	12,478	12,517
土地	34,679	33,971	資産除去債務	2,053	1,717
リース資産	1,348	1,072	その他	8,328	12,837
使用権資産	25,294	25,144	負債合計	613,680	626,761
建設仮勘定	27,323	20,788	(純資産の部)		
減価償却累計額	△692,401	△663,250	株主資本	291,491	284,945
無形固定資産	22,872	20,284	資本金	69,395	69,395
のれん	1,477	50	資本剰余金	23,907	23,178
その他	21,395	20,234	利益剰余金	198,840	193,062
投資その他の資産	130,688	168,315	自己株式	△651	△691
投資有価証券	98,794	131,694	その他の包括利益累計額	49,948	43,383
出資金	465	1,290	その他有価証券	24,084	12,218
繰延税金資産	6,703	8,563	評価差額金	94	1,195
退職給付に係る資産	11,924	11,241	繰延ヘッジ損益	23,905	25,286
その他	13,763	16,464	為替換算調整勘定	1,863	4,682
貸倒引当金	△962	△939	退職給付に係る調整累計額	31,896	29,916
資産合計	987,016	985,007	非支配株主持分	373,336	358,245
			純資産合計	987,016	985,007
			負債及び純資産合計		

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 第203期より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を適用しており、第202期の関連する各数値については、当該会計基準等を反映した遡及適用後の数値となっております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第203期 (2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで)	第202期 (ご参考) (2023年4月 1 日から 2024年3月31日まで)
売上高	1,201,762	1,056,528
売上原価	1,000,044	897,535
売上総利益	201,717	158,993
販売費及び一般管理費	154,620	147,821
営業利益	47,097	11,171
営業外収益	16,318	11,940
受取利息及び配当金	3,369	3,025
持分法による投資利益	10,602	6,323
その他	2,346	2,592
営業外費用	14,844	12,844
支払利息	9,222	9,238
為替差損	2,210	96
その他	3,411	3,509
経常利益	48,571	10,267
特別利益	19,821	14,908
株式交換差益	4,791	—
固定資産処分益	1,614	592
投資有価証券売却益	10,406	11,983
受取保険金	2,025	—
その他	984	2,332
特別損失	14,303	5,110
固定資産処分損	1,224	1,453
減損損失	2,648	184
投資有価証券売却損	2,601	714
製品補償引当金繰入額	6,082	361
その他	1,746	2,396
税金等調整前当期純利益	54,089	20,064
法人税等合計	16,758	11,587
法人税、住民税及び事業税	18,566	9,262
法人税等調整額	△1,807	2,325
当期純利益	37,331	8,476
非支配株主に帰属する当期純利益	3,964	1,968
親会社株主に帰属する当期純利益	33,366	6,508

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第203期 (2025年3月31日現在)	第202期 (ご参考) (2024年3月31日現在)	科 目	第203期 (2025年3月31日現在)	第202期 (ご参考) (2024年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	302,744	305,827	流動負債	219,845	246,096
現金及び預金	8,035	3,797	支払手形	151	156
受取手形	438	356	電子記録債務	12,028	16,224
電子記録債権	9,292	11,767	買掛金	82,946	76,171
売掛金	114,929	111,610	短期借入金	78,812	73,913
契約資産	4,513	4,888	コマーシャル・ペーパー	1,500	35,500
商品及び製品	15,646	14,197	未払金	11,503	15,255
仕掛品	22,745	20,560	未払費用	17,133	17,294
原材料及び貯蔵品	18,116	16,546	契約負債	5,618	5,556
前払費用	1,369	1,189	製品補償引当金	569	387
短期貸付金	69,914	80,278	工事損失引当金	124	211
未収入金	33,103	36,447	未払法人税等	5,687	—
その他	4,661	4,207	その他	3,768	5,425
貸倒引当金	△23	△23	固定負債	183,206	187,138
固定資産	339,824	326,619	社債	40,000	40,000
有形固定資産	93,065	90,518	長期借入金	104,500	112,500
建物	37,341	38,049	退職給付引当金	19,816	20,844
構築物	4,007	3,984	製品補償引当金	4,170	—
機械及び装置	22,459	22,617	環境対策引当金	9,104	9,223
車両運搬具	148	127	関係会社事業損失引当金	3,445	2,960
工具、器具及び備品	3,217	3,416	役員株式給付引当金	550	380
土地	11,957	11,961	資産除去債務	849	500
リース資産	151	90	その他	768	730
建設仮勘定	13,782	10,270	負債合計	403,051	433,235
無形固定資産	11,696	12,002	(純資産の部)		
ソフトウェア	11,487	11,788	株主資本	217,353	189,159
その他	209	214	資本金	69,395	69,395
投資その他の資産	235,062	224,098	資本剰余金	21,466	21,466
投資有価証券	55,119	24,814	その他資本剰余金	21,466	21,466
関係会社株式	75,378	91,956	利益剰余金	127,099	98,946
関係会社出資金	42,057	42,056	利益準備金	4,907	4,484
関係会社長期貸付金	74,497	76,302	その他利益剰余金	122,191	94,462
前払年金費用	7,216	6,692	繰越利益剰余金	122,191	94,462
繰延税金資産	3,461	3,964	自己株式	△608	△648
その他	5,800	5,478	評価・換算差額等	22,163	10,052
貸倒引当金	△28,468	△27,167	その他有価証券評価差額金	22,229	9,718
資産合計	642,568	632,447	繰延ヘッジ損益	△65	333
			純資産合計	239,517	199,212
			負債及び純資産合計	642,568	632,447

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第203期 (2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで)	第202期 (ご参考) (2023年4月 1 日から 2024年3月31日まで)
売上高	353,520	296,766
売上原価	302,714	260,271
売上総利益	50,805	36,494
販売費及び一般管理費	49,291	45,581
営業利益又は営業損失 (△)	1,513	△9,087
営業外収益	20,593	16,778
受取利息及び配当金	18,473	15,141
その他	2,119	1,636
営業外費用	9,058	7,360
支払利息	2,767	2,701
為替差損	2,165	117
貸倒引当金繰入額	2,497	4,235
その他	1,628	306
経常利益	13,048	330
特別利益	28,066	11,489
株式交換差益	12,155	—
固定資産処分益	102	473
関係会社株式売却益	5,846	7,742
投資有価証券売却益	9,864	3,273
その他	98	0
特別損失	6,197	8,845
災害による損失	47	—
固定資産処分損	680	713
投資有価証券売却損	678	—
投資有価証券評価損	319	771
製品補償引当金繰入額	4,170	—
その他	301	7,361
税引前当期純利益	34,918	2,974
法人税、住民税及び事業税	6,032	351
法人税等調整額	△3,503	709
当期純利益	32,390	1,913

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

古河電気工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広 瀬 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 康 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 健 太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

古河電気工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広 瀬 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 康 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 健 太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第203期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す

ることが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第203期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の審査を受けております。また、米国での自動車部品カルテルによる損害賠償を求める集団訴訟において、当社または当社子会社が被告となっております。上記は、いずれも過去の行為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 天 野 望 ㊞

常勤監査役 寺 内 雅 生 ㊞

常勤監査役 荻 原 弘 之 ㊞

社外監査役
(非常勤) 酒 井 邦 彦 ㊞

社外監査役
(非常勤) 住 田 清 芽 ㊞

社外監査役
(非常勤) 塩 見 崇 夫 ㊞

以 上

Handwriting practice lines consisting of multiple horizontal dashed lines for text entry.

コーポレートアイデンティティの一新

当社グループの新しいコーポレートアイデンティティ（以下、「CI」という）として、ブランドロゴ、ブランドカラーおよびブランドスローガンを策定しました。このCIのもとで当社グループは総合力を発揮し、グローバル社会における課題の解決に貢献する新しい技術・製品・サービスの創出に加え、ステークホルダーの皆様の期待に応えて信頼を積み重ねることで、持続的な成長と企業価値の向上を実現してまいります。

● 背景

当社グループは、「古河電工グループ ビジョン2030」において社会課題の解決に貢献する企業グループを目指すことを掲げており、当社グループ全体で事業の強化と変革を進めております。この一環として2024年に創業140周年を迎えたことを機に、当社グループ全体の更なるエンゲージメント向上のため、同年3月に『『つづく』をつくり、世界を明るくする。』という「古河電工グループ パーパス」（以下、「パーパス」という）を制定いたしました。これに続き、パーパスとこれに基づく事業活動や取り組みなどを一体として訴求し、当社グループのブランド力や経営基盤の強化を図るため、パーパスをブランドコンセプトとした新たなCIに一新することといたしました。

● 新ブランドロゴ等のコンセプト

All to brighten the world
FURUKAWA
ELECTRIC

(1) ブランドロゴ

当社グループがこれまでの歴史を受け継ぎながら進化し続ける姿を象徴しております。従来のロゴを継承しつつ、アルファベットの曲線の形状等を整えることで各文字が連続して流れる印象を高め、これがパーパスの『『つづく』をつくり』の部分表現しております。また、安定感のある形状によって、創業以来、社会のインフラを支えてきた当社グループの力強さを訴求するとともに、絶え間ない企業変革によって未来へと上昇し続けることを表現しております。

(2) ブランドカラー

これまで当社グループが培ってきた信頼感を訴求するとともに、パーパスの「世界を明るくする」の部分表現しております。

(3) ブランドスローガン (All to brighten the world)

パーパスに込めた思いを端的かつ象徴的に表現したスローガンであり、社会課題に向き合い、領域を超えて挑戦していく当社グループのあらゆる取り組みを通じて、明るい世界を実現していくという意志を表明しております。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。